

消防の動き

公益社団法人宅地建物取引業協会・札幌市消防局
点検報告の情報提供にかかる協定締結式



2016
2
No.538

● 第27次消防審議会
「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の
在り方に関する答申」



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



第27次消防審議会 「消防団を中核とした地域防災力の充実 強化の在り方に関する答申」…………… 4

平成28年2月号 No.538

巻頭言 「やらまいかスピリッツの都市 浜松」(浜松市消防長 木下 寿幸)

Report

消防本部、指令センター等及び消防署所における災害対応機能の維持に係る
非常用電源の確保に関する調査結果 …………… 10

Topics

人命救助内閣総理大臣感謝状授与式…………… 12

第18回全国消防救助シンポジウムの開催…………… 13

緊急消防援助隊情報

平成27年度地域ブロック合同訓練の実施結果…………… 15

先進事例紹介

若い女性ならではの視点を生かして～「防災女子」の取り組みについて～
(兵庫県 神戸市危機管理室)…………… 19

「消防用設備等の点検報告率の向上に向けた取組について」
～「重要事項説明書への点検報告事項の記載」と「点検報告の情報提供にかかる協定の締結」～
(北海道 札幌市消防局)…………… 21

消防通信～望楼

松戸市消防局(千葉県)／長久手市消防本部(愛知県)／
吹田市消防本部(大阪府)／東京消防庁国分寺消防署(東京都)…………… 23

消防大学校だより

救助科(第72期)…………… 24

救急科(第77期)…………… 25

報道発表

最近の報道発表(平成27年12月24日～平成28年1月25日)…………… 26

通知等

最近の通知(平成27年12月24日～平成28年1月25日)…………… 27

広報テーマ(2月・3月分)…………… 27

お知らせ

平成28年春季全国火災予防運動…………… 28

住宅の耐震化と家具の転倒防止…………… 29

林野火災を防ごう!～全国山火事予防運動～…………… 30

「消防団員入団促進キャンペーン」の実施…………… 31

附属資料

消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申…………… 32

第27次消防審議会最終答申を踏まえた消防団を中核とした地域防災力の
充実強化について(平成27年12月25日付け消防庁長官通知)…………… 39



■表紙
本号掲載記事より

「やらまいかスピリッツの まち 都市 浜松」



浜松市消防長 木下 寿幸

浜松市は、静岡県西部に位置し、四方を海、川、山、湖と異なる環境に囲まれており、四季折々の多様な恵みと景勝が楽しめます。また、年間の日照時間が長く、温暖な気候にも恵まれています。

現在浜松市は、出世の街としてプロモーションを行っていますが、その出世頭は何と云っても、浜松城を居城とし、やがて天下人となった徳川家康公です。29歳から45歳の青年期に浜松城の城主を務め、この地において天下統一の礎を築きました。今川家の人質時代から戦国一と言われた武田信玄公に果敢に戦いを挑み敗北した浜松三方原合戦など、数多の苦難を乗り越え、負けても立ち上がり、様々な経験をバネに何度でも挑戦していく不屈の精神をここ浜松において培っています。その後、数々の浜松城主が江戸幕府の要職に登用されるなど、浜松城は「出世城」と呼ばれ、本市は「大きな夢を掲げ、逆境や失敗をも糧とし、決して諦めずに前進する」という家康公の出世スピリッツが宿っていることから、「出世の街」と呼ばれています。

このスピリッツが、浜松市の「やらまいか」に表される、新しいものに挑戦する気質に富んだ「ものづくり」のまちとして、スズキ株式会社、本田技研工業株式会社、ヤマハ株式会社、株式会社河合楽器製作所、浜松ホトニクス株式会社など、世界的な企業を育み、発展してきました。

「やらまいか」とは浜松市近隣の方言で、「とにかくやってみよう」「やろうじゃないか」という意味で使われています。本市にはチャレンジを大切にする文化が根付いており、やらまいかスピリッツにあふれる創業者や研究者を多く輩出しています。

近年では、2014年10月に、青色LEDの発明においてノーベル物理学賞を受賞した天野浩教授も浜松市出身です。このように出世の街浜松の出世スピリッツは脈々と受け継がれています。

浜松市消防局は、昭和23年の消防組織法制定に伴い浜松市消防署を設置し、職員37人、消防ポンプ車2台の体制から業務を開始し、救急業務も県下で最初に開始しております。平成17年の12市町村による合併を経て、ますます「やらまいか」スピリッツに旺盛な職員890人と、消防ヘリコプター「はまかぜ」1機、消防車両等142台の配備により「いつでも、どこでも迅速的確に対応する消防・救急体制づくり」を基本政策として市民80万人の安全安心を日夜守っています。

近年、巨大地震や火山噴火、集中豪雨による土砂災害など、多くの自然災害が発生しているなか、都道府県や市の枠を超えた広域連携がますます重要となっており、地元の消防だけでなく、あらゆる防災機関の連携強化や、一体となった活動体制の強化が必要不可欠な時代となっています。

そのような中、本市においても、一昨年の御嶽山噴火災害や昨年のネパール大地震には、消防援助隊の一員として、その任を務めさせていただいております。

昭和51年に東海地震説が発表されてから、さまざまな地震対策を講じてまいりましたが、東日本大震災後、平成25年6月に新たな地震被害想定公表により、本市でも津波による多数の被害が想定され、津波対策は最重要課題となっています。現在、津波避難ビルの指定、津波避難マウンド、タワーなどの避難施設の整備を行うとともに、県では海岸線に防潮堤を整備する工事が昨年度からスタートしています。

災害に強い都市づくりを目指し、「やらまいか」スピリッツのもと、今後においても市民の安全安心を守るため万全を尽くしてまいります。

第27次消防審議会 「消防団を中核とした地域防災力の充実 強化の在り方に関する答申」

総務課

1 第27次消防審議会（第8回）の開催

平成27年12月7日（月）に、第27次消防審議会（消防庁長官の諮問機関。会長・室崎益輝神戸大学名誉教授）の第8回会議を開催しました。

今回の会議においては、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申（案）について」として、これまでの会議での議論及びその後の各委員からの御意見を踏まえた答申（案）について、事務局から説明を行いました。

その後、答申の取りまとめに向けた調査審議を行いました。委員からは、多様性についてより具体的に記載すること、高齢化の進捗をより意識した記載とすること等、幅広い御意見が出されました。

調査審議の締めくくりとして、室崎会長から、今回の会議で提出された意見を踏まえて修文を行い答申として取りまとめること、具体的な修文については一任願いたいこと、という旨の御発言があり、異議なく承認されました（答申の内容については、後述の「第27次消防審議会「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」」を御参照ください。）。

閉会にあたり、佐々木敦朗消防庁長官及び室崎会長から、次のとおり答申の取りまとめに当たって挨拶がありました。

第27次消防審議会第8回会議 消防庁長官挨拶



消防庁長官 佐々木 敦朗

本日は審議会の閉会の会でございますので、一言御礼を申し上げます。

平成26年の2月から、この27次消防審議会、2年間でしたが、これまで8回にわたり、大変熱心にまた精力的にご議論を賜りました。心から感謝を申し上げます。

この27次審議会では、一昨年消防団の活性化法を受けて、消防団の強化、あるいは地域防災力の強化の進め方についてご審議をいただき、まず、取り組みが急がれる事項を中心に、中間答申を昨年7月にまとめていただきました。その後さらに議論を積み重ねていただきまして、本日最終答申案の取りまとめのご審議をいただきました。私も本日陪席しておりましたが、大変幅広い視点からさまざまな、本当に示唆に富むご意見を頂戴したと思っております。

もちろん、答申の中身を施策に反映をさせていただきたいと思っておりますし、それにとどまらず私どもが今後仕事を進めていくに当たって、心に止めておかなければいけないご意見、ご示唆をいただいたと思っております。大変ありがとうございます。これから最終答申をいただきましたら、それをもとに消防団、地域防災力の充実強化に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

室崎会長を初めといたしまして、委員の皆様方のご指導に改めて感謝を申し上げますとともに、今後ともさまざまなお知恵を頂戴し、ご指導いただきますことを心からお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

第27次消防審議会第8回会議 室崎会長挨拶



消防審議会会長 室崎 益輝

過去に消防団に関する委員会というのは何度も何度も行われてきましたが、今回は過去の委員会に比べて視野がとても広がったように思います。今までは団員を増やさないといけない、増やすためには何をしたらいいかというところに重点が置かれていました。しかし、今回は日本の社会の動向を踏まえた防災のあり方を検討し、地域の防災力の向上のために消防団が核となって、多様な主体と力を合わせてやっていこうという、しっかりした視点が出たのはとてもよかったのではないかと考えています。そういう意味ではいい答申が出せたことに対して、各委員の皆様にご心から御礼を申し上げたいと思います。

2点目はこれで終わりではないと、2つ宿題が残ったように思います。1つはこれで十分ではないのだと、特に人口減少時代という新しい大きな転換点の中での、地域の防災のあり方は、もっといろいろな意味でしっかり検討していかなければならないということがあります。あるいは狭い消防の中で考えていたのではだめだ、つまり、消防団なら消防団で狭い世界に閉じこもっているのではなくて、もっと消防団が地域の中に打って出るというか、もっと消防団自身も広い視野で取り組んでいかなければならないと、そういうニュアンスが入っているように思います。それは消防団が新しい展開を図らないといけないという大きな宿題を得たように思います。

それから、もう1つの宿題は、単に答申を出して終わりではなくて、これからは実質「つくる段階」だと思います。既に今日もご紹介いただきましたけれども、私もこの前、佐賀の女性消防団活性化大会に出させていただきます。もう素晴らしい事例がどんどん生まれてきています。そういう優れた事例をどんどん積み上げることが必要ですので、まさにこの答申がきちんと生きるために、引き続きサポー

トしていかなければならないと思っております。その面では、今日の委員の皆様には、今後ともいろいろな意味でアドバイスなり、ご支援いただければとありがたいと思います。

2年間でしたが、本当にどうもありがとうございました。

なお、消防審議会の配布資料及び議事録は、消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/shingi.html) に掲載しています。

【議事次第】

1 開会

2 議題

《審議事項》

- ・「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」(案)について
－答申(案)審議－

《報告事項》

- ・広島市飲食店火災について
- ・平成27年9月関東・東北豪雨の被害状況及び消防機関の活動について

3 閉会



2 答申の手交

平成27年12月22日（火）に、第27次消防審議会「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」が、同審議会の室崎益輝会長から佐々木敦朗消防庁長官に対し手交されました。



本記事では、この答申にいたる経緯や内容等について御紹介します。

なお、答申の全文については、本号32ページ及び消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/neuter/about/toshin/h27/271222_chiiki_bousairyoku_jujitsu_kyoka_no_arikata.pdf) にも掲載しております。

3 答申に至る経緯及び答申の位置付け

第27次消防審議会においては、平成25年の臨時国会で議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律110号。以下「消防団等充実強化法」という。）が成立したことを受け、同法を踏まえた消防団の強化の在り方及び地域防災力の強化の進め方について調査審議いただくため、平成26年2

第27次消防審議会の概要

審議事項 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」

1 消防団の強化の在り方

近年の社会情勢の変化を踏まえ、今後どのように消防団員の確保を進めていくかなど、「消防団の強化の諸課題」について検討。

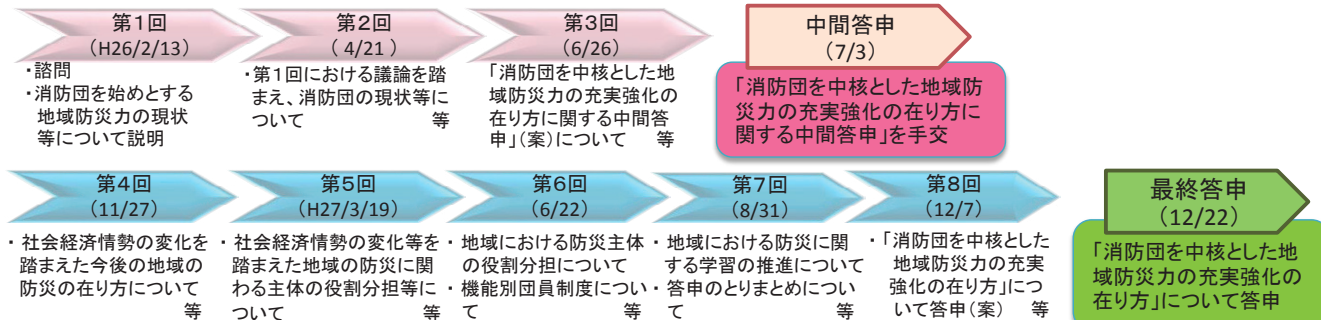
2 地域防災力の強化の進め方

消防団を中核とした地域防災力の強化を国民運動として盛り上げていくにはどうしたらよいかについて検討するとともに、常備消防を始めとする関係機関や自主防災組織など民間の地域防災力の担い手との役割分担・連携などを検討。

委員一覧

- <委員> (◎:会長 ○:会長代理) (平成27年8月5日現在)
- 青山 佳世 (フリーアナウンサー)
 - 青山 繁晴 (株式会社独立総合研究所 代表取締役社長)
 - 石井 正三 (公益社団法人日本医師会常任理事)
 - 片田 敏孝 (群馬大学大学院理工学府教授)
 - 木沢 トモ子 (栃木県婦人防火クラブ連合会会長)
 - 岸谷 義雄 (公益財団法人兵庫県消防協会会長)
 - 重川 希志依 (常葉大学大学院環境防災研究科長)
 - 高橋 淳 (全国消防長会会長)
 - ◎田中 淳 (東京大学大学院総合防災情報研究センター長・教授)
 - 宗片 恵美子 (特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事)
 - ◎室崎 益輝 (神戸大学名誉教授)
 - 和合 アヤ子 (福島県商工会議所連合会理事)
- <専門委員>
- 秋本 敏文 (公益財団法人日本消防協会会長)
 - 小川 和久 (特定非営利活動法人国際変動研究所理事長)
 - 清原 慶子 (三鷹市長)
 - 関澤 愛 (東京理科大学大学院国際防災科学研究科教授)
 - 山本 保博 (一般財団法人救急振興財団会長)

審議の状況





第27次消防審議会(第1回:平成26年2月~第8回:平成27年12月) 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」について

平成25年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を踏まえ、平成26年2月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について消防庁長官が諮問し、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、中間答申を平成26年7月に取りまとめた。
その後の取組の進展状況や残された課題に対する更なる議論を行い、このたび、最終答申としてとりまとめ、提言するもの。

<主な提言内容>

地域防災に関する事項

- 地区防災計画・具体的事業計画(※)の策定は、地域防災に関わる組織、住民等多様な主体が参画・議論するための非常に有益な機会
(※)消防団等充実強化法に基づく「地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画」
- 地域防災の担い手を育てる観点から、消防団等が中心となって、防災に関する住民の理解を促進
- 地域における防災分野への女性の参画を推進

消防団に関する事項

<被用者>

- 「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村に対する制度導入の徹底
- 在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう全国に徹底

<女性・シニア世代>

- 女性のいない消防団等における女性入団の更なる促進
- 退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等活動しやすい環境づくりの推進

<大学生等>

- 通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ
- 消防団活動で地域社会に貢献した大学生等の実績を市町村が認証する「学生消防団活動認証制度」(※)の導入を促進
(※)中間答申後に導入(H26.11)

<その他消防団の強化>

- 機能別団員・機能別分団制度の再評価
- 消防団員の処遇の改善
- 消防団員の装備・教育訓練の改善
- 消防団の広報啓発活動の充実

国民運動の展開

平成27年度に2カ所で地域防災力充実強化大会を開催。引き続き幅広いPR活動等の取組を進めるべき。
平成28年で東日本大震災から5年、消防団等充実強化法の成立から3年。同法の基本理念に則って、国民運動を展開し地域防災の取組の輪を広げることが重要であり、そのことが地域防災力の中核である消防団の充実強化にもつながるもの。

月13日に、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について、消防庁長官から諮問がなされました。この諮問を受け、同審議会においては、3回の議論がなされた後、同年7月3日に消防団への加入促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」が取りまとめられました。

その後、5回の調査審議が行われ、社会経済情勢の変化を踏まえた今後の地域の防災の在り方や、地域の防災に関わる多様な主体との連携・役割分担等の議論を踏まえ、今回答申として取りまとめられたものです(各回の会議の開催状況については、「消防の動き」掲載のそれぞれの記事(第1回:平成26年3月号、第2回:同年5月号、第3回:同年臨時増刊号、第4回:平成27年1月号、第5回:同年4月号、第6回:同年7月号、第7回:同年10月号、第8回:本号)を御参照ください。)

4 答申の構成

今回の答申は、答申の位置付けや議論の経過等を掲載した「はじめに」、消防団や自主防災組織等の現状について記載した「第1 地域防災力を取り巻く現状」の後、

「第2 消防団等の充実強化のために取り組むべき事項」において、地域の防災及び消防団に関する具体的な提言事項を記載し、「おわりに」で消防審議会として防災の取組の輪が広がっていくことについて期待する、という全体構成になっています。

このうち、第2においては地域における防災体制の強化を図ることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に取り組むべきであるという認識のもと、「第2-1 地域の防災に関する事項」及び「第2-2 消防団に関する事項」のそれぞれで具体的な提言事項が記載されています。

まず、「第2-1 地域の防災に関する事項」の1から3までにおいて、地域の防災に関し、多様な主体の参画、住民の理解の促進及び防災分野への女性の参画について記載されています。その後、「第2-2 消防団に関する事項」では、1から3において被用者、若者並びに女性及びシニア世代それぞれの加入の促進等について、4から8までにおいて、機能別団員・機能別分団の再評価、消防団員の処遇、装備及び教育訓練の改善、消防団の広報啓発活動について記載されています。そして、最後の「おわりに」で、地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開について記載されています。

5 答申における主な提言事項

○地域の防災に関する事項

(1) 地域の防災に関する多様な主体の参画

消防団やそれ以外の防災に関する組織やコミュニティの在り方は、地域によって様々であるため、画一的な役割分担論ではなく、防災やコミュニティに関わる組織や住民等が参画し、それぞれの地域において地域防災力の在り方について議論することが重要であり、この点、地区防災計画・具体的事業計画の策定は、地域防災に関わる組織、住民等多様な主体が参画・議論するための非常に有益な機会であると提言されています。

(2) 地域の防災に関する住民の理解の促進

防災に関わる一部の人間だけでなく、それ以外の住民に向けて、自らの地域がおかれている災害リスクの現状や住民が協力して災害に備えるメリットなどを訴え、防災に関する理解を得ていく必要があるということから、①地域における防災に関する学習の推進、②子どもの頃からの消防団活動等の地域防災に対する理解の促進に関し次の事項等について提言されています。

- ・子どもの発達段階ごとに防災に関する行動の目標のプログラムを用意するなどの取組を実施
- ・消防団員による学校への出前講座等を通じた消防団に対する理解の促進

(3) 地域における防災分野への女性の参画

地域における防災分野への生活者の多様な視点を反映する観点から女性の消防防災分野全体への参画を進めていくことが必要であると提言されています。

○消防団に関する事項

(1) 被用者の消防団への加入の促進

被用者については、都市部を中心にその割合の増加が今後も進展することが見込まれることを踏まえ、消防団への加入促進に特に力を入れていく必要があるとの観点から、①その前提となる事業者の消防団活動に対する理解の促進、②勤務地における被用者の消防団への加入の促進等及び③公務員等の消防団への加入の促進に関し、次の事項等について提言されています。

- ・「消防団協力事業者表示制度」の未導入市町村に対する制度導入の徹底

- ・在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう全国に徹底
- ・消防団等充実強化法における特例措置を踏まえた公務員等の消防団への加入の促進

(2) 若者の消防団への加入の促進等

長期的に消防団員を確保していくためには若い人材の確保が重要であるとの観点から①大学生等の消防団への加入の促進及び②消防団で活動した大学生等の卒業後の消防団活動の継続への配慮に関し、次の事項等について提言されています。

- ・通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ
- ・消防団活動で地域社会に貢献した大学生等の実績を市町村が認証する「学生消防団活動認定制度」の導入の促進

(3) 女性及びシニア世代の消防団への加入の促進等

少子高齢化の進展や、被用者の増加の中で、特に都市近郊の地域等において日中地域にいる割合の高い女性やシニア世代の役割が更に重要となるとの観点から、①女性消防団への加入の促進及び②シニア世代の消防団への加入の促進等に関し、次の提言がされています。

- ・女性のいない消防団等における女性入団の更なる促進
- ・退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等活動しやすい環境づくりの推進

(4) 機能別団員・機能別分団制度の再評価

大規模災害対応では多くのマンパワーが必要となることや、消防団員の長期の減少傾向を踏まえ、「大規模災害時には地域に貢献したい」、「自らの専門性・特技を生かしたい」などと考える人々に選択肢を提供し、防災に関わる人々を増やしていくために、機能別団員制度を改めて評価すべきであると提言されています。

(5) 消防団員の処遇の改善等

消防団の活動の実態に応じた適切な報酬等の支給の地方公共団体への働きかけを行った結果、無報酬団体が解消する見込みとなったが、一方で多くの市町村において、地方交付税単価よりも実際の単価が低い状況にあることから、引き続き、地方交付税措置額を踏まえた水準となるよう、強く要請していく必要があると提言されています。



(6) 消防団の装備の改善

「消防団の装備の基準」の一部改正及び消防団の装備に関する地方交付税の大幅増額という機会を捉えて一層の消防団の装備の改善が集中的・計画的に進むよう、各地方公共団体においては適切な予算措置を講じるべきであると提言されています。

(7) 消防団員の教育訓練の改善

「消防団の教育訓練の基準」の一部改正により新設された指揮幹部科や消防団員のための教育用教材（DVD及び教育用冊子）の作成による消防団教育の標準化が進められ、またNBC災害についても教育訓練が進められているが、今後ともニーズの変化に対応して消防団員の教育訓練の充実を進めていくことが重要であると提言されています。

(8) 消防団の広報啓発活動の充実

地域の防災への理解の促進において、防災への関わり方の一つとして消防団活動があるということを住民に広報啓発していく必要があり、ウェブ上での消防団充実強化取組事例の紹介などの手法の活用や幅広い国民に向けた広報啓発活動の充実が必要であるとともに、住民一人一人が日々の生活の中で消防団に身近に触れる機会を増やすことが重要であると提言されています。

○おわりに

～地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開～

消防団等充実強化法の基本理念に則って国民運動を展開し、地域防災の取組の輪を広げていくことが重要であり、引き続き、同法の趣旨を徹底するための広報の実施、消防団の重要性の周知等について、幅広いPR活動等の取組を進めるべきであると提言されています。

6 答申を踏まえた消防庁の対応

すでに平成26年7月3日の消防審議会の中間答申を受け、消防庁では多くの事項について取り組んできたところですが、最終答申を受け、平成27年12月25日付けで消防庁長官から各都道府県知事及び各指定都市市長宛て通知を発出したところです（通知の内容については、本号39ページ「第27次消防審議会最終答申を踏まえた消防団を中核とした地域防災力の充実強化について（依頼）」を御参照ください。）。

今後ともより消防行政の充実に向けてまいりたいと思います。

問合わせ先

消防庁総務課 橋本、高柳、山田
TEL: 03-5253-7506

消防本部、指令センター等 及び消防署所における災害 対応機能の維持に係る非常用 電源の確保に関する調査結果

消防・救急課

1 はじめに

消防庁では、災害時における災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）第23条により、庁舎の耐震化及び浸水対策、非常用電源設備等の設置、代替施設の計画策定をする旨、定めているところです。

しかし、「平成27年9月関東・東北豪雨」及び「台風第21号」の影響により地方公共団体の庁舎において停電が発生し、災害対策機能に支障が生じる事例がみられたことから、消防本部、指令センター等（指令センターを有しない119番受信を含む。）及び消防署所（以下「消防本部等」という。）が設置されている庁舎における非常用電源の確保状況等について調査を実施しました。本稿では、消防庁消防・救急課で取りまとめた調査結果について紹介いたします。

2 調査の概要

- 調査対象：消防本部庁舎 749施設
：指令センター等 801施設
（指令センターを有しない119番受信施設を含む。）
：消防署所 4,857施設
- 調査基準日：平成27年10月1日

3 調査結果

① 浸水想定区域内における消防庁舎の状況

浸水想定区域内「洪水、高潮、津波」に消防本部庁舎、指令センター等及び消防署所が設置されている団体は、

- 洪水浸水想定区域
消防本部庁舎： 238施設 (31.8%)
指令センター等： 242施設 (30.2%)
消防署所： 1,342施設 (27.6%)
- 高潮浸水想定区域
消防本部庁舎： 27施設 (3.6%)
指令センター等： 25施設 (3.1%)
消防署所： 191施設 (3.9%)
- 津波浸水想定区域
消防本部庁舎： 89施設 (11.9%)
指令センター等： 102施設 (12.7%)
消防署所： 480施設 (9.9%)

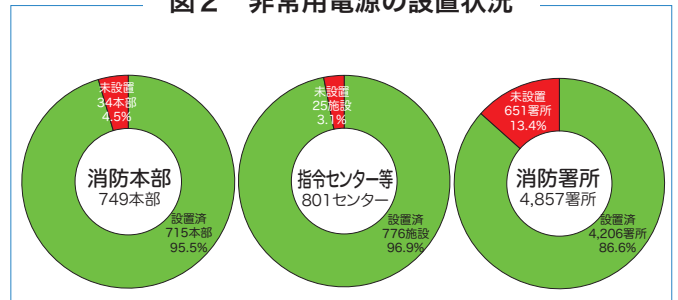
となっており、いずれかの浸水想定区域内としている団体は、

- 消防本部庁舎： 290施設 (38.7%)
- 指令センター等： 306施設 (38.2%)
- 消防署所： 1,648施設 (33.9%) (図1)。

② 非常用電源の設置状況

非常用電源の設置状況をみると、消防本部庁舎では34施設 (4.5%) が未設置、指令センター等では25施設 (3.1%) が未設置、消防署所では651施設 (13.4%) が未設置となっている (図2)。

図2 非常用電源の設置状況

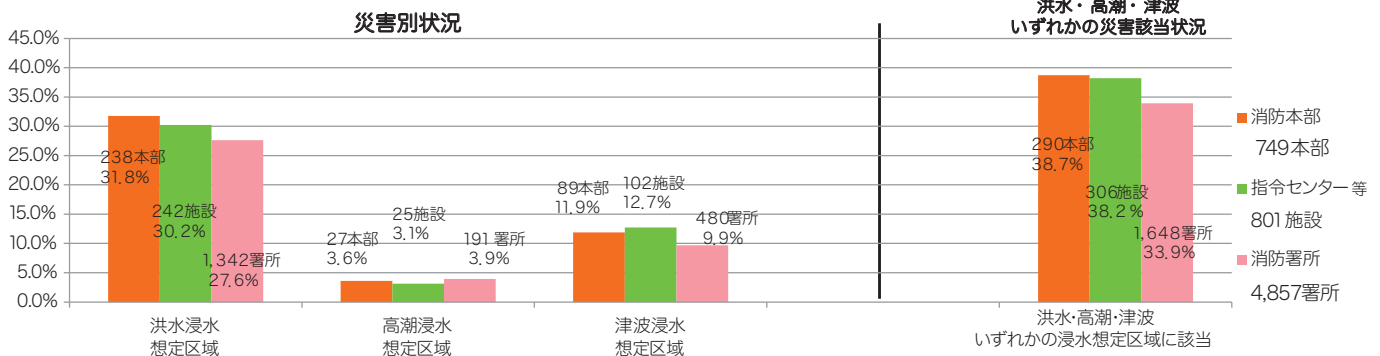


③ 非常用電源の災害対策状況

(1) 浸水対策

非常用電源の浸水対策状況をみると、非常用電源を設置済で、かつ発災の際、浸水のおそれがある消防本

図1 浸水想定区域内に消防本部庁舎、指令センター等及び消防署所が設置されている状況

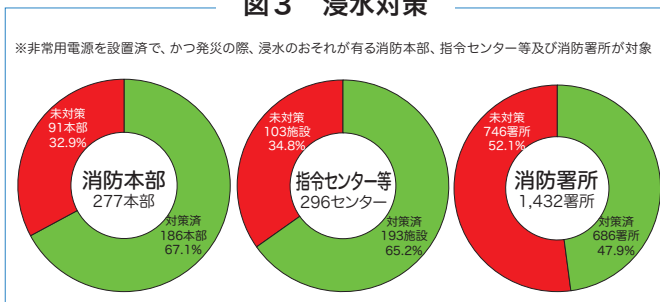


※複数の浸水想定区域に該当している消防本部、指令センター等及び消防署所があるため、災害別状況の合計とは一致しない。

部庁舎、指令センター等及び消防署所のうち浸水対策をしていないのは、

- 消防本部庁舎：91施設（32.9%）
 - 指令センター等：103施設（34.8%）
 - 消防署所：746施設（52.1%）
- となっている（図3）。

図3 浸水対策

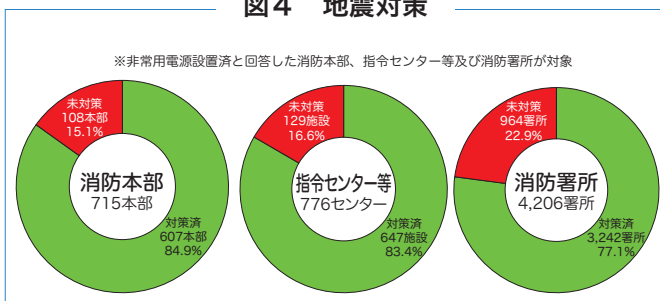


(2) 地震対策

非常用電源の地震対策状況をみると、非常用電源を設置済と回答した消防本部庁舎、指令センター等及び消防署所のうち地震対策をしていないのは、

- 消防本部庁舎：108施設（15.1%）
 - 指令センター等：129施設（16.6%）
 - 消防署所：964施設（22.9%）
- となっている（図4）。

図4 地震対策

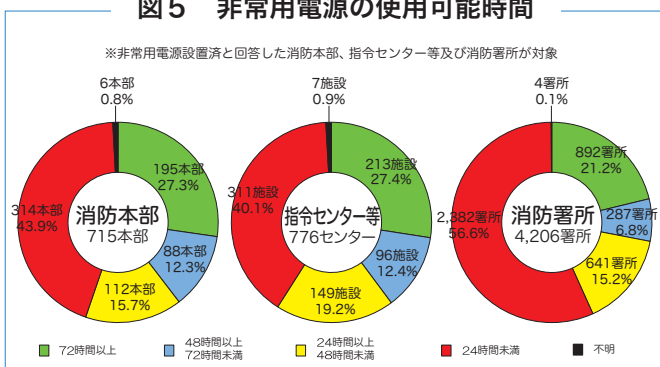


④ 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の使用可能時間をみると、非常用電源を設置済の消防本部庁舎、指令センター等、消防署所のうち使用時間が24時間未満となっているのは、

- 消防本部庁舎：314施設（43.9%）
 - 指令センター等：311施設（40.1%）
 - 消防署所：2,382施設（56.6%）
- となっている（図5）。

図5 非常用電源の使用可能時間



4 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ以下の3項目について「消防本部、指令センター等及び消防署所における災害対応機能の維持に係る非常用電源の確保に関する調査結果について」（平成27年12月22日付け消防消第221号消防・救急課長通知）により都道府県に周知したところである。

① 非常用電源の整備について

消防力の整備指針において、消防本部等については、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置する旨を定めており、災害発生時等に備えてあらかじめ非常用電源の整備を図ること。

なお、非常用電源の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、その活用を検討すること。

② 非常用電源等の災害対策について

消防力の整備指針において、消防本部等は、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐えうるよう整備する旨を定めており、災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼働させるため、転倒防止の措置や浸水想定深より上部への設置など、非常用電源に対する揺れや浸水に備えた対策を図ること。

③ 非常用電源の使用可能時間について

一般に、発災後72時間を経過すると、要救助者の生存率が大きく下がるといわれており、この時間帯に消防本部等の災害対策機能が低下することは致命的となるおそれがあることから、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識の下、「72時間」は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくことが望ましい。

また、停電の長期化に備え、あらかじめ燃料販売事業者等と協定を締結しておくなどにより、「1週間程度」は災害対策に支障が生じないよう準備しておくことがより望ましい。

5 終わりに

本調査結果により、災害によって消防庁舎が停電した際に非常用電源が適切に稼働しないおそれのある団体があることが判明しました。

については、消防本部等の災害対策機能が維持されるよう、必要な取組を進めていただくとともに、災害時における対応に万全を期するよう努めて頂くようお願いいたします。

本調査結果については、消防庁のホームページ(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/12/271222_houdou_4.pdf)に掲載しているので参考にして下さい。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課 港
TEL: 03-5253-7522

人命救助内閣総理大臣感謝状授与式

総務課

今秋、自らの危険を顧みず人命救助に尽力した者に授与される「紅綬褒章」を受章した中村輝氏、山田安志氏に対し、12月14日（月）、安倍晋三内閣総理大臣から感謝状が授与されました。

授与式は、内閣総理大臣官邸において佐々木敦朗消防庁長官など臨席のもと挙行され、総理から、「自らの危険を顧みず、貴重な人命を救助することは心で思ってもなかなかできることではない。皆さんの勇気に心から敬意を表したい。」と感謝の意が伝えられました。



受賞者へ挨拶を述べる安倍内閣総理大臣

【中村輝氏の功労】

平成26年9月、駅の軌道敷に転落した男性を電車が入線してくるという切迫した状況下で軌道敷に降り、男性をホーム下の避難スペースに退避させた後、駅員と協力してホーム上に救出。

【山田安志氏の功労】

平成26年6月、橋から川へ誤って転落し溺れかけた女性を、夜闇の中、着衣のまま泳いで救出に向かい、護岸へ引揚げて救出。



感謝状を授与される中村輝氏



安倍内閣総理大臣と中村輝氏（写真左）



安倍内閣総理大臣と山田安志氏（写真右）



感謝状を授与される山田安志氏

問い合わせ先

消防庁総務課 木原
TEL: 03-5253-7521

第18回全国消防救助シンポジウムの開催

参事官

平成27年12月18日（金）、「御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動について」をテーマに、第18回全国消防救助シンポジウムを東京都千代田区の日比谷公会堂において開催しました。

佐々木敦朗消防庁長官の開会挨拶（次頁に掲載）の後、心臓血管センター北海道大野病院循環器内科医師の大城和恵氏に「山岳遭難救助活動における救助隊員の安全～噴火災害対応と登山ブームに伴う遭難対策～」について、講演を行っていただきました。

講演に引き続き、次のとおり山岳救助に関する特別報告1件、事例研究発表6件、平成26年の救助技術の高度化等検討会報告書を踏まえた実証訓練の特別報告1件が発表されました。

【特別報告①】

上條 信男 氏（松本広域消防局）
「御嶽山噴火災害活動について」

【事例研究発表】

両角 剛 氏（東京消防庁）
「御嶽山噴火災害に係る活動記録と検証について」
岩佐 信二郎 氏（川崎市消防局）
「箱根山の噴火想定に対する航空機活動シミュレーションについて」
木村 直広 氏（南魚沼市消防本部）
「バックカントリーでの遭難事故に対する取り組みについて」
松尾 宏一 氏（大津市消防局）
「遭難から5日後の生存救出事例について」
山本 翔人 氏（砺波地域消防組合消防本部）
「山岳遭難における対策と対応」
末崎 貴士 氏（久留米広域消防本部）
「山岳救助における傷病者の長距離搬送について」

【特別報告②】

田中 智也 氏（大阪市消防局）
「埋没要救助者の救出要領について」



大城和恵氏の講演



総合討論

最後の総合討論では、講演者、特別報告者、事例研究発表者、更には会場の出席者を交えて「特殊な環境を踏まえた山岳救助活動について」をテーマに活発な意見交換が行われました。

本シンポジウムは、全国各地から約2,000名の消防防災関係者が一堂に会し、お互いの経験や新たな取組に関する情報の共有化が図られ、大変活気のある有意義なものでした。本シンポジウムが我が国の救助体制のなお一層の充実に寄与することを期待します。

佐々木消防庁長官の開会挨拶

第18回全国消防救助シンポジウム開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

全国各地から2,000名を超える多数の消防関係機関の方々をお迎えして、このシンポジウムを開催できますこと、心から感謝申し上げます。

また、ご講演をいただく大城先生をはじめ、特別報告、事例研究発表などをいただく皆様にも厚く御礼を申し上げます。

今回のシンポジウムのテーマとなっています昨年9月の御嶽山噴火災害では、多くの登山者が犠牲となり、標高3,000メートルを超える急峻な場所で、また火山性微動や火山ガスのある非常に過酷な環境下において、救助隊員による懸命な救助活動が展開されました。

近年においては、この他にも地震や風水害など様々な災害が発生しており、本年9月の関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の堤防決壊により濁流が押し寄せる中、消防防災ヘリなどによる迅速な救助が行われました。

救助隊員の皆様には、常に災害の最前線において懸命な活動を行って頂いており、消防の救助活動に対する国民の信頼と期待はますます高いものとなっています。

今年は、阪神淡路大震災を契機に緊急消防援助隊が発足して20年となります。現在までに全国で約5,000隊が登録され、あらゆる災害に全国の消防力を結集して対応する体制が出来てきておりますが、今後さらに南海トラフ地震や首都直下地震への備えを進める必要があります。

また、世界的にテロの脅威が高まる中、来年5月には「伊勢志摩サミット」の開催が予定されており、



佐々木消防庁長官の開会挨拶

その後も「ラグビーワールドカップ2019」や、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」など大規模イベントが予定されております。今後、テロやNBC災害への対応力についてもさらに強化を図っていく必要があります。

消防庁といたしましては、緊急消防援助隊の充実強化、常備消防力の整備、消防団を中核とした地域防災力の拡充など、消防防災体制の一層の強化に努めて参る所存であります。

全国の消防機関の皆様におかれましても、平素から備えをより強固なものとし、様々な災害に対して万全な体制をとっていただきますことをお願い申し上げます。

今回のシンポジウムが、救助に携わる皆様の貴重な情報共有の場となりますとともに、救助能力の向上に大いに寄与することを期待しております。

結びに、全国の消防関係機関のますますの御発展と皆様方の御健勝を祈念いたしまして、挨拶といたします。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付 峰松
TEL: 03-5253-7507

緊急消防援助隊情報

平成27年度地域ブロック合同訓練の実施結果

広域応援室

中国・四国ブロック 緊急消防援助隊合同訓練実行委員会

平成27年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練は、香川県高松市香東川浄化センターを主会場に、次のとおり実施しました。

1. 実施日

平成27年10月31日（土）～11月1日（日）

2. 実施場所

高松市、坂出市、土庄町、小豆島町

3. 訓練想定

平成27年10月31日（土）9時00分頃、香川県高松市を震源とする直下型地震が発生し、高松市、坂出市、土庄町及び小豆島町で震度6強、その周辺市町でも震度6弱を観測した。

この地震により、多数の家屋や建築物が倒壊し、各所で火災や土砂崩れが発生。孤立地区も発生しており救助を求めているなど香川県内の消防力では対応が困難と判断し、緊急消防援助隊の応援を要請した。



消防応援活動調整本部運営訓練（香川県庁）

4. 初動対応訓練

地震発生後、直ちに香川県庁において消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）の設置・運営訓練を実施し、調整本部と消防庁、被災地の緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）等と連携を図るとともに、併設した香川県災害対策本部（航空運用調整班を含む。）と情報共有を図るなど、連携した訓練をロールプレイング方式で実施した。

また、地震により高松市消防局庁舎が甚大な被害を受けたと想定し、指揮支援本部を高松市南消防署に設置。

また、坂出市消防本部及び小豆地区消防本部にも指揮支援本部を設置し、受援消防本部として指揮支援隊を受け入れ図上訓練を実施した。

《今後の課題等》

○ 今回の訓練は、香川県庁舎のスペースの制約があり、調整本部と香川県災害対策本部を別の部屋に設置して実施したが、両者を同一の部屋で実施することにより、調整本部内の消防関係機関と香川県災害対策本部に派遣されている自衛隊、警察等の関係機関との情報共有・調整等がより円滑になるため、県庁舎のレイアウト変更等を検討する必要がある。

5. 実働訓練

(1) 部隊参集・初動活動訓練

部隊参集は、進出拠点を複数設置し、管轄消防本部による受援対応訓練を実施した。統合機動部隊は迅速出動、県大隊は後続参集し、有人離島が被災地であるという地域性を考慮して、船舶及び消防防災ヘリ等を使用した部隊投入を実施した。

徳島県消防防災航空隊、高知県消防防災航空隊、近畿地方整備局のヘリサット及びヘリテレにより被災地の災害状況、部隊の参集状況等の情報収集を行った。

迅速出動に伴う統合機動部隊（岡山県、徳島県、愛媛県、高知県の4県）及び指定した県大隊については、進出拠点到着時に任務付与を行い、地震により発生した危険物施設火災、土砂災害を想定したブラインド型訓練をサテライト2会場で実施した。

その後、夜間訓練、宿営訓練と継続して実施した。



危険物火災対応訓練（コスモ石油（株）坂出物流基地）



《今後の課題等》

- 島しょ部を被災地として、船舶及び消防防災ヘリ等を使用した部隊投入を実施したが、津波・気象等の影響を考慮した体制も検討しておく必要がある。
- 進出拠点等の用地確保に苦慮したため、日頃より企業との関係を築き実災害時にも対応できる体制を作っておく必要がある。

(2) 後方支援活動訓練

後方支援活動訓練は、香川県総合運動公園を宿営場所として実施した。

《今後の課題等》

- テントエリアへの後方支援車両の進入を不可としていたため、資機材の搬送が効率的ではなかった。今後は、車両進入も出来る場所の検討が必要である。

(3) 夜間訓練

夜間訓練は、狭隘空間救出訓練、土砂災害対応訓練、中高層建物消火救出訓練を実施した。

また、国土交通省四国地方整備局TEC-FORCEと連携し、電源照明車による災害現場への照度確保を実施した。

《今後の課題等》

- 今回の夜間訓練では、関係機関として国土交通省のみの参加であったが、自衛隊、警察、DMAT等との連携した訓練も取り入れるべきである。



土砂災害対応訓練（香川県消防学校）

(4) 部隊運用訓練

指揮支援部隊長（広島市消防局）、指揮支援隊長（北九州市消防局、神戸市消防局、岡山市消防局）の活動管理の下、地震被害を想定した各種訓練を実施するとともに、県内応援隊、自衛隊、海上保安庁、警察、建設業協会、漁協、DMAT等と連携した訓練を行った。とりわけ津波漂流者・孤立者捜索救出訓練では、海上保安庁及び漁協と連携した救助活動を実施した。

また、消防防災ヘリ等を使用した情報収集、中高層建物消火救出訓練での要救助者の救出、大規模火災対

応訓練での空中消火など機動力を活用した訓練を実施した。

《今後の課題等》

- 大規模災害時の活動においては、関係機関との連携が不可欠であり、現地合同指揮所では各機関の持っている情報を共有し、役割分担と活動方針の周知徹底を図る必要がある。



木造倒壊建物対応訓練（香東川浄化センター）

6. おわりに

香川県は離島が多く、過去には豪雨により多数の被害を出していることに鑑み、今回の訓練では、地域の実情を踏まえた訓練として、土砂災害を想定した訓練施設を多く設けました。また、すべての訓練をブラインド型としたことで他機関との連携や緊急消防援助隊との連携体制・活動のあり方について検証することができ大変有意義な訓練となりました。

今後は、今回の訓練における成果や課題を踏まえ、緊急消防援助隊の更なる応援体制の充実強化に努めて参ります。

最後に、今回の訓練開催に際し、多大な御協力をいただきました北九州市消防局、神戸市消防局、参加各県消防本部及び関係機関の皆様へ心より感謝を申し上げます。



九州ブロック 大分県実行委員会

平成27年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練は、大分県佐伯市総合運動公園を主会場に、次のとおり実施しました。

1. 実施日

平成27年11月7日（土）～8日（日）

2. 実施場所

佐伯市、大分市

3. 訓練想定

平成27年11月7日（土）9時00分頃、日向灘を震源とするマグニチュード9の南海トラフ地震が発生し、佐伯市では震度6強、大分市では震度6弱を観測した。

この地震により、豊後水道沿岸に大津波警報及び瀬戸内沿岸に津波警報が発表され、大津波が佐伯市南部沿岸部に到達し、各地で被害が発生した。



消防応援活動調整本部運営訓練（大分県庁）

4. 被災地初動対応訓練

大分県庁において消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）の設置・運営訓練を実施し、消防庁及び被災地の緊急消防援助隊指揮支援本部と連携を図るとともに、併設した大分県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）と情報共有を図るなど被害情報の収集・整理及び緊急消防援助隊の効率的な部隊運用訓練を実施した。

さらにヘリコプターによる偵察・情報収集訓練及び指揮支援部隊搬送訓練をはじめ、統合機動部隊の進出及び部隊運用訓練とも連携した訓練を実施した。

《今後の課題等》

○ 県災害対策本部と調整本部との情報共有は、情報提供を待つだけではなく積極的に情報収集することも必要である。また、各防災機関との連携についても県災害対策本部を中心とした調整を図る必要がある。

5. 実働訓練

(1) 部隊参集訓練・統合機動部隊による部隊運用訓練

統合機動部隊（福岡・佐賀・熊本・宮崎の4県）及び県内応援隊は、大分市及び佐伯市の進出拠点に参集し、進出拠点到着時に任務付与を受け、大分市では地震による道路陥没、狭所崩落等の土砂災害やコンビナート災害、佐伯市では津波による流出車両、漂流者を想定したブラインド型の部隊運用訓練を4会場で実施した。

その後、大分県知事の指示により大分市で活動した統合機動部隊（福岡・佐賀・熊本の3県）は佐伯市に部隊移動した。また、各県大隊（福岡・佐賀・長崎・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄の7県）は、進出拠点に集結後、活動拠点である佐伯市に集結した。

《今後の課題等》

○ 高速道路料金所では渋滞が発生したため、今後ETCの導入等渋滞緩和を図る必要がある。



コンビナート災害救助訓練（JX日鉱日石エネルギー大分製油所）



津波流出車両救助訓練（佐伯市消防本部）



(2) 部隊運用訓練（夜間訓練を含む）

地震による被害を想定したトンネル崩落、座屈中高層建物、横坑暗渠崩落、橋梁崩落の4想定、さらに津波による被害を想定した津波倒壊家屋、冠水土砂埋没の2想定合計6想定とし、自衛隊、警察、国土交通省九州地方整備局、DMA T、九州救助犬協会等の関係機関と連携した訓練を実施した。

また、佐伯市にて救出された負傷者を宮崎県防災救急航空隊及び陸上自衛隊のヘリコプターにより大分市の大分スポーツ公園SCUへの搬送する訓練を実施した。



市街地空中消火訓練（佐伯市総合運動公園）

《今後の課題等》

- 救助活動を中心とした訓練想定であった。消火、救急活動訓練想定についても項目を増やす等の工夫が必要である。
- 他県から応援に来た緊急消防援助隊では搬送先医療機関の選定は困難であるため、被災地消防本部や県災害対策本部等でEMISS（広域災害救急医療情報システム）を活用して医療機関情報を緊急消防援助隊に伝える必要がある。
- 無線運用においては、状況報告時等に一時的に独占状態が発生しやすくなるため、動態情報システムや支援情報共有ツール等の活用を考慮する必要がある。

(3) 後方支援活動訓練

佐伯市野球場周辺を野営場所として後方支援活動を実施した。

《今後の課題等》

- 雨天での野営となったため、その対応策について検証するよい機会となった。
- メイン会場から約800メートル離れた場所に野営会場を設置した。野営地までの移動手段は徒歩としていたが、降雨の中での長距離移動は、隊員の消耗につながったため実災害時には後方支援小隊の人員輸送車等の活用を考慮する必要がある。



トンネル崩落・多重衝突事故救助訓練（佐伯市総合運動公園）



冠水土砂埋没救助訓練（佐伯市総合運動公園）

6. おわりに

今回の訓練は実災害時における長期間の活動を考慮して、夜間と日中の部隊運用訓練を同じ大隊が継続して取り組みました。

またブラインド型訓練としたことにより、今後の緊急消防援助隊の活動のあり方や、他機関との連携方法などにおいて、多くの反省点や課題を得ることができ、大変有意義な訓練となりました。

今回の訓練における課題を踏まえ、緊急消防援助隊応援、受援計画の見直し等に反映することとしています。

おわりに、訓練に際し多大な御協力をいただいた九州ブロック各県、高知県消防防災航空隊、大分県内各消防機関及び防災関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7527（直通）

若い女性ならではの視点を生かして ～「防災女子」の取り組みについて～

兵庫県 神戸市危機管理室

1 はじめに

阪神・淡路大震災の発生から21年が経過して、国内外の多くの方々の支援もあり、まちはほぼ復興しましたが、一方で、震災の経験や教訓の風化が危惧されています。震災を経験した世代が減少していくなかで、震災を知らない若い世代への震災教訓の継承が課題となっています。



神戸学院大学「防災女子」のメンバー

神戸市では、日常の防災啓発を推進するため、平成25年度に楽しみながら自然に防災意識を高めていただく提案を募集した「暮らしの備えアイデアコンテスト」を実施しました。そのコンテストにおいて、神戸学院大学の防災・社会貢献ユニットの高岸明以さんが提案した「防災女子」が最優秀賞を受賞しました。

若い女性向けの防災グッズ集めや、非常食を使った料理を持ち寄る「防災女子会」など、若い女性ならではの視点を生かした、楽しみながら防災意識を高めるアイデアが評価されての受賞でした。



コンテストの受賞をきっかけに、高岸さんは、アイデアを実現するために、友人などに声をかけ、平成26年6月に神戸学院大学のサークルとして「防災女子」を結成。メンバーは、現在22名で、すべて女子大学生です。

2 取り組みの紹介

(1) 防災女子会の開催

「防災女子」のアイデアを実現化するため、提案者の高岸さんと打ち合わせを行い、まずは、「防災女子会」の開催を行うこととしました。平成26年11月に、本市と防災女子との共催で、「Girls Party 非常食系女子」という防災女子会を神戸市危機管理センターで開催しました。防災女子のメンバーは、アルファ化米や缶詰など、本市の防災展示室で備蓄していた非常食を使い、チャーハン、オムライス、サンドイッチなど約20種類の料理を作って、試食しました。非常食は普段、食べる機会があまりないため、多くの人にとって馴染みが薄いものです。そうした非常食の備蓄を啓発するため、メンバーは、非常食を使い、日常でも美味しく食べられる料理になるよう工夫を凝らしました。



防災女子会

防災女子のメンバーは、阪神・淡路大震災から20年の節目を迎えた昨年の1月17日に開催された「ひょうご安全の日のつどい」で、最小限の材料で炊き出しができる調理法として注目を集めている「包装食」を紹介するブースを出展しました。包装食の作り方は、ポリ袋に米などの食材を入れ、沸騰したお湯で約25分煮るだけ。ポリ袋に入れたまま、食器や箸がなくても、手を汚さず食べることができます。包装食のアレンジレシピとして、醤油バターご飯、ワカメごはんを考え、ブースで紹介しました。



「ひょうご安全の日のつどい」に出展

(2) 非常食アレンジコンテストの実施

災害時には、モノの流通が止まることで食料や必要な日用品が入手できなくなるだけでなく、水やガスや電気などのライフラインが使えなくなる可能性があります。そのようなとき、役立つのが備蓄や水節約などの知恵です。ただ、備蓄食料は幸い何事もないと、いつしか長い賞味期限も切れてムダになってしまいます。ムダが続けば備えは続かなくなります。そこで彼女たちが着目したのが、備蓄を日常的に消費することで定期的に入れ替えていく「ローリングストック法」の活用です。非常食を

アレンジして普段から楽しむ人が増えれば、備蓄はもっと定着し非常時のための知恵も広がるのではないかと。もっと広くアイデアを募れば、素敵なアレンジメニューが見つかるのではないかと、それが「非常食アレンジコンテスト」の企画化につながりました。

昨年9月に、一般市民に非常食アレンジ料理のレシピを募集し、管理栄養士で日本災害食学会災害食専門員である今泉マユ子氏による一次審査で5作品が選ばれました。その中から、防災女子がレシピどおりに料理を行い、5名の防災女子のメンバーと本市職員で、味や栄養面だけでなく、水や火をできるだけ使用しない、災害食にふさわしい工夫がされているかなどの観点から審査を行い、具材と湯をかけるだけの手軽さが評価され、「即席雑炊」が最優秀賞に選定されました。



非常食アレンジコンテスト

(3) 今後の取り組み

防災女子のメンバーは、このほか、中学校への防災出前授業や防災イベント、防災福祉コミュニティの活動に参加するなど、積極的に取り組んでいます。また、神戸市内に住む女性の防災意識のアンケート調査を実施し、この調査結果をもとに、今後の活動に役立てる予定ということです。

「消防用設備等の点検報告率の向上に向けた取組について」

～「重要事項説明書への点検報告事項の記載」と「点検報告の情報提供にかかる協定の締結」～

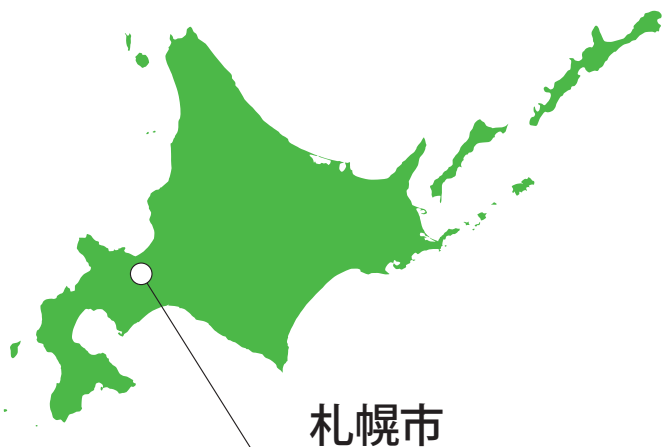
北海道 札幌市消防局

1 はじめに

北海道の西部に広がる石狩平野の南西部に位置する本市は、創建130年にして、全国5大都市の一つに数えられるまでに発展し、今日では、その面積約1,121km²、人口約194万人を擁し、大都市でもありながら、時計台、道庁赤レンガなど歴史的な建築物があるほか、豊かな自然にも恵まれ北海道の政治、経済、文化などあらゆる分野で日本における北の中核都市としての役割を果たしています。

当消防局（本部）は1消防局（本部）1消防学校1消防科学研究所、消防署は10消防署41出張所で構成され、職員数は1,746人で安全、安心のまちづくりに取り組んでいます。

管轄位置図



札幌市



さっぽろホワイトイルミネーションの様子

2 札幌市の点検報告率向上に向けた取組について

消防用設備等の点検報告（以下「点検報告」という。）は、ご承知のとおり防火対象物に設置している消防用設備等を所有者等の関係者が定期的に点検を行い、その結果を消防長又は消防署長に報告するものです。

札幌市における点検報告率は、平成27年10月1日現在74.3%であり、残りの25.7%にあたる約1万8,000件が未報告となっており、特に共同住宅については約1万1,000件が未報告と全体に占める割合が高くなっています。この共同住宅における点検報告の未報告は、立入検査を実施しても所有者等が当該防火対象物に不在であることが多いことから直接的な指導が難しく、そのため所有者等に対する指導文書の送付と電話連絡により改善を図ってきたところですが、一旦改善されても、再び未報告となるものが多く見受けられます。

こうしたことを踏まえ、当局においては、点検報告率の向上に向けた取組について、より効果的な方策を検討、模索してきましたが、この度、新たに業界団体と連携した取組として実施した「重要事項説明書への点検報告事項の記載」と「点検報告の情報提供にかかる協定の締結」についてご紹介します。

3 重要事項説明書への点検報告事項の記載について

建物の売買、賃貸借の際には、宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、宅地建物取引業者は、重要事項説明書により借主等に対して重要事項を説明することが義務付けられており、この重要事項説明書の様式は、各都道府県の宅地建物取引業協会等において、統一されていることが一般的です。

しかしながら、この重要事項説明書には、消防用設備等の設置状況や点検状況については、具体的な重要事項の項目として示されておられません。このため当局においては、消防用設備等に関する事項を追加することにより、借主等へ消防用設備等にかかる情報を提供し、また、所有者等の法令遵守も促進できると考え、宅地建物取引業を所管する北海道建設部住宅局に追加の要請をし、その結果、昨年7

月、北海道内の不動産関連団体に対して、重要事項説明書の追加記載について推奨する旨の通知が同住宅局から発出されました。

この重要事項説明書へ追加記載する項目は、①消防用設備等の設置状況と、②消防用設備等の直近の点検報告年月日としており、これを宅地建物取引業者を介することで、借主等へ消防用設備等にかかる情報の提供が可能になるほか、所有者等の法令遵守を促進することが期待できるものです（資料1）。

資料1

重要事項説明の追加項目について	
○消防用設備等・・・消火器・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備・漏電火災警報器・非常警報設備・避難器具・誘導灯・誘導標識・連結送水管・非常コンセント設備・その他（ ）	別紙
○消防用設備等点検結果報告書・・・・・・・・（平成 年 月 日 報告）	
【記載方法】	
1 設置している消防用設備等に○をつけること。	
2 消防用設備等点検結果報告書の直近の報告年月日も記載すること。	
※ 消防用設備等の点検結果については、特定用途防火対象物（飲食店、ホテル、病院等）は1年に1回、非特定用途防火対象物（共同住宅、事務所等）は3年に1回、消防署長に報告することが、消防法令で義務付けられています。	
また、消防用設備等の点検結果を報告せず、又は虚偽の報告をした場合には3.0万円以下の罰金又は拘留に科せられることがあります。	

4 点検報告の情報提供にかかる協定の締結について

当局では、平成27年10月15日に公益社団法人北海道宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）と「点検報告の情報提供にかかる協定」を締結しました。

協定締結先である宅建協会については、北海道の不動産仲介業約3,200会員、札幌市内の約1,600会員が所属する道内最大の団体であります。



協定の締結式の様子（左から、朝野宅建協会会長、佐藤消防局長）

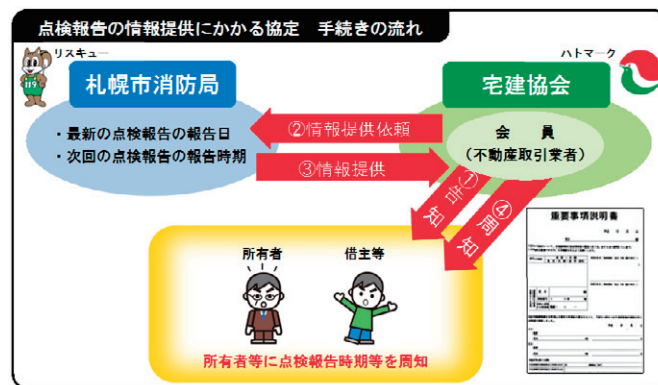
この度の協定における手続きの流れは資料2のとおりですが、宅建協会会員が仲介又は管理する建物について、最新の点検報告の報告日等を当局から情報提供し、重要事項説明書への記載を通じて同会員から、所有者及び借主等はその情報を周知することとしております。

この協定のポイントは、消防機関が有している情報を借主等の利用者に公表することにより、消防法令違反の防止につながるという点です。

点検報告の情報を提供することについては、札幌市情報公開条例において、個人情報等の非公開情報以外の情報は、請求者の求めがあれば、基本的に全て公開する考え方であるため、この度の点検報告の情報も、不動産取引業者からの求めに応じて公開は可能と判断したものです。

しかしながら、消防機関からの情報が、所有者等の同意がなく第三者に使用されることは、所有者等との間で何らかのトラブルの原因となることも予測されることから、(1)建物所有者への事前告知、(2)依頼文書の提出、(3)情報提供後の情報の管理について、協定書で定めることとしたものです。既に、札幌市内の大手不動産会社から情報提供依頼の打診を受けており、情報提供の開始をする予定となっております。

資料2



5 おわりに

この2つの新たな取組は、開始したばかりであるため、検証をしながら進めていかなければなりません。

今後、この仕組みを多くの方に利用していただき、点検報告率の向上を目標とし、建物を利用する方への安全、安心の提供に寄与することを切に願うところです。

また、現在、総務省消防庁においても「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」が有識者等により開催されているところであり、今後、この取組の成果について報告できれば幸いです。

主任調査員を対象に火災原因調査訓練を実施

松戸市消防局

松戸市消防局は、平成27年12月1日（火）から4日間、消防訓練センターにて、各消防署の主任調査員を対象とした火災原因調査訓練を実施しました。

この訓練は、消防訓練センターの施設を準耐火2階建て専用住宅と見立て、2階居室より出火、当該室内3㎡を焼損した建物部分焼火災とし、電気関係に起因する火災を想定しました。

訓練では、調査班長指揮のもと、情報収集、写真撮影、図面作成を行い、出火箇所及び火源を検討したうえで出火原因を判定しました。



市内保育園において火災予防啓発キャラバン隊を実施しました

長久手市消防本部

長久手市消防本部では、市内保育園（11園）と協力し、10月から12月にかけて「火災予防啓発キャラバン隊」を実施しました。

このキャラバン隊は、幼児期に火災予防思想を根付かせるためと園児を通じ保護者等への火災予防を促し、各家庭の防火意識の高揚を図るため組織されました。

アトラクションでは、市危険物安全協会のマスコットキャラクター「どーべるくん」と火のこわさや火事にあつたときの心構えを学び、消防隊の放水訓練も見学し、防火意識が高まったことと思います。



消防通信 望楼 ぼうろう

エキスポシティで消防訓練を実施

吹田市消防本部

大阪府吹田市に日本最大級の大型複合施設「EXPOCITY」が平成27年11月19日（木）にオープンしました。ひとたび災害が起きれば大惨事となることが予想されることから、オープン前に消防訓練が実施されました。訓練内容は防災センター員や自衛消防隊員を中心とした通報時の連携や避難誘導などです。消防車両も多数出動した緊張感のある訓練で、参加者全員が懸命に取り組みました。今回の訓練で防災体制の確立と防災意識の向上が図られたことと思います。御安全に！



若年層職員の基本的消防活動訓練審査会を実施

東京消防庁国分寺消防署

国分寺消防署では、12月18日（金）に西元出張所において、若年層職員の基本的消防活動訓練審査会を実施しました。

この審査会は、若年層職員の消防活動能力の向上を目的とし、火災多発期に入った12月に毎年実施されています。審査項目は防火衣装着、三連梯子搬送架梯、ホース延長、進入検索等があり、とても充実した内容で行いました。

今回の審査会を経験した若年層職員が大きく成長し、火災多発期を無事乗り切ることを署員全員が期待しています。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

救助科 (第72期)

消防大学校では、専科教育学科において、救助隊長等に対し、救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させることを目的に「救助科」を設置しています。

本年度の救助科第72期は、救助業務の管理者・指導者として訓練企画能力と現場指揮能力の向上を主眼に置いて実施し、全国より集まった60名が8月24日から10月15日までの53日間にわたる教育訓練を終えて、全員が無事卒業しました。

教室での座学（講義）では、安全管理をはじめ、現場指揮、リーダーシップ論、救助行政の動向、NBC災害、惨事ストレス対策、身体管理、教育技法及び接遇等、救助隊長として必要不可欠となる知識の修得に努めました。

実技では、学生が講師となり講義を行う教育指導演習Ⅰ（講義演習）、各班単位で教育訓練班及び被訓練班に分かれて実技指導を行う教育指導演習Ⅱ（実技指導演習）、放水要領を含む火災救助訓練、火災及び交通事故等の救助現場を想定した救助現場指揮訓練、NBC災害対策訓練、多数傷病者対応訓練、編みロープを使用した

訓練等を実施し、基本的な技術の再確認から指導技法、救助現場指揮活動まで幅広い内容の実技訓練を行いました。

また、救助科企画総合訓練では、近隣の消防6本部を教育支援として招聘し、課程を総括する訓練と位置づけて、学生と教官が丸となって訓練の企画から訓練実施後の検証に取り組み、本課程の教育効果を確認しました。

研修を終えた学生からは、「高度な知識・技術のほか、安全管理や現場指揮の重要性と必要性を改めて見直すことが出来た。」、「約2ヶ月で自己啓発はもちろん自己改革も出来た。」、「人生の中でかけがえのない時間を過ごすことが出来た。」など、教育訓練全般及び学生相互の交流を含めて、総合的に有益であったと評価する意見が多く寄せられました。

今後は、消防大学校で修得した幅広い高度な知識に加え、全国から集ったかけがえのない仲間から得た情報を活かし、救助業務における指導者及び幹部として全国各地域で安心と安全の確保・維持のため活躍することが期待されます。



実火災体験型訓練の様子



震災救助訓練の様子

救急科 (第77期)

消防大学校では、専科教育学科において、救急隊長等に対し、高度の知識及び技術を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる（指導救命士養成教育を含む。）ことを目的に、「救急科」を設置しています。

本年度の救急科第77期は、救急業務の指導者及び指導救命士として訓練企画能力と現場指揮能力の向上等を主眼に置いて実施し、全国より集まった48名が9月9日から10月14日までの36日間にわたる教育訓練を終えて、全員が無事卒業しました。

教室での座学（講義）では、消防庁救急企画室長をはじめとする多彩な講師陣により、救急行政の現状と課題、法律的な問題、最新の救急医療の動向、大規模災害時における医療との連携、危機管理・安全管理など、指導者・救急隊長として必要不可欠となる知識の修得に努めました。

実技では、訓練企画運営の授業で、最新の高度シミュレーター人形を用いて救急訓練を行うことにより、指導技術の向上に大いに役立つものとなりました。

多数傷病者対応訓練では、シミュレーション訓練、実働訓練を実施し、組織的な活動について学び考えること

で、各所属消防本部のレベルアップにつながるものとなりました。

また、指導能力の向上を図るために、系統だった理論に基づいての部下指導及び研究発表などが実践できるよう、リーダーシップ論、教育技法、コミュニケーション技法や接遇に関する講義も実施しました。

さらに、課題研究として、学生が救急業務における様々な課題について自らテーマを設定し、現状の問題点、解決策等について検討を行い、研究成果として学生全員の前で発表しました。

研修を終えた学生からは、「非常に多岐にわたる分野の訓練・講義で、今後所属に戻ってから大いに役立つ内容だった。」「現場活動で役立つ内容から、指導者・管理者として役立つ内容まで大変幅広くカリキュラムが組んであり、大変有益であった。」など、教育訓練全般及び学生相互の交流を含めて、総合的に有益であったと評価する意見が多く寄せられました。

今後は、消防大学校で修得した高度な知識・技術に加え、得られた全国の情報を活かし、救急業務の指導者として、若手の育成、医療との連携、業務高度化への対応等、様々な場面での活躍が期待されます。



救急企画・運営訓練の様子



多数傷病者対応訓練の様子

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表 (平成27年12月24日～平成28年1月25日)

<予防課>

28.1.19	「第62回文化財防火デー」の実施	平成28年1月26日(火)は、第62回文化財防火デーです。これに伴い、全国各地で文化財関係者、消防関係者、教育関係者及び地域住民が協力して、消防訓練が実施されました。
27.12.28	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(案)等に対する意見募集	消防庁は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(案)等の内容について、平成27年12月29日から平成28年2月1日までの間、意見を募集します。
27.12.28	配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件(案)に対する意見募集	消防庁は、配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件(案)の内容について、平成27年12月29日から平成28年2月1日までの間、意見を募集します。
27.12.28	消防法施行規則の一部を改正する省令(案)及び火災通報装置の基準の一部を改正する件(案)に対する意見募集	消防庁は、消防法施行規則の一部を改正する省令(案)及び火災通報装置の基準の一部を改正する件(案)の内容について、平成27年12月29日から平成28年2月1日までの間、意見を募集します。

<危険物保安室>

27.12.24	「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する報告書」の公表	消防庁では、規制改革実施計画に基づき、天然ガススタンド併設給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化する場合の安全対策について検討を行いました。 この度、検討結果を報告書にとりまとめましたので公表します。
----------	---	--

<防災課>

28.1.19	地方公共団体における「業務継続計画策定状況」及び「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」に係る調査結果	消防庁では、この度、平成27年12月1日現在の地方公共団体における「業務継続計画策定状況」及び「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」に係る調査を実施し、結果を取りまとめましたので公表します。
---------	---	--

<地域防災室>

28.1.22	「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会in茨城2016」の開催	消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るとともに、地域住民や自主防災組織をはじめ、教育、医療・福祉関係者等を含めた各界各層の連携を深めることを目的として、茨城県つくば市において「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会in茨城2016」を開催しました。
28.1.6	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)に対する意見募集	消防庁は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)の内容について、平成28年1月7日から平成28年2月5日までの間、意見を募集します。
27.12.25	「消防団員入団促進キャンペーン」の実施	消防庁では、平成28年1月から3月までの間を「消防団員入団促進キャンペーン」期間と位置付け、地方公共団体等と連携し、消防団員の入団促進に係る広報の全国的な展開を図ります。



最近の通知 (平成27年12月24日～平成28年1月25日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第20号	平成28年1月25日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置状況等調査について
消防予第486号	平成27年12月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	基準の特例を適用した検定対象機械器具等の点検要領の一部改正について（通知）
消防地第300号	平成27年12月25日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	第27次消防審議会最終答申を踏まえた消防団を中核とした地域防災力の充実強化について（依頼）
消防予第480号	平成27年12月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築について

広報テーマ

2 月		3 月	
①春季全国火災予防運動 ②住宅の耐震化と家具の転倒防止 ③全国山火事予防運動 ④地域を災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ	予防課 防災課 特殊災害室 地域防災室	①地域に密着した消防団活動の推進 ②少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ	地域防災室 地域防災室

平成28年春季全国火災予防運動

予防課

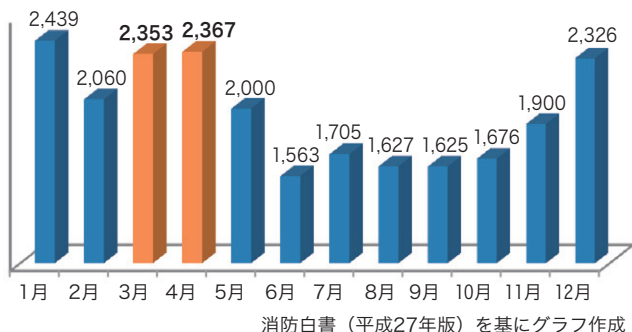
消防庁では、「無防備な心に火災がかくれんぼ」を平成27年度全国統一防火標語とし、平成28年3月1日から7日までの7日間にわたり、「春季全国火災予防運動」を実施します。

平成26年中に全国で発生した建物火災は2万3,641件ですが、月別の発生件数をみますと、1月が最も多く(2,439件)、次いで4月(2,367件)、3月(2,353件)となっており、冬場だけではなく、春先にも火災が多く発生する傾向にあります。

火災による被害を減らすためには、一人ひとりが普段の生活の中で、防火に対する意識を高め、火災予防の対策を行うことが何よりも大切です。

火災予防運動の期間中は、全国各地で消防訓練や、防火に関する講習のほか、防火防災に関する展示、体験型イベントなど各種行事が行われますので、是非この機会に防火の知識や技能の修得に努めるなど、防火意識を高めましょう。

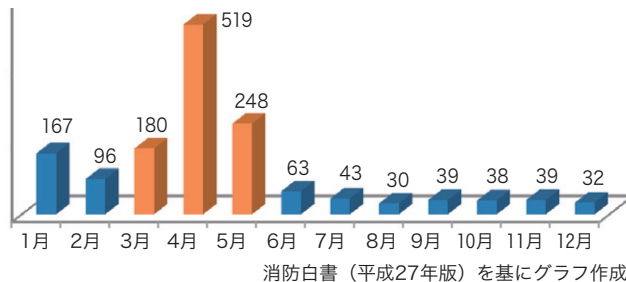
建物火災の月別発生件数（平成26年中）



また、この火災予防運動にあわせて、山火事予防に対する意識を高め、森林の保全と地域の安全に資することを目的とした「全国山火事予防運動」を林野庁と共同で実施します。

平成26年中における月別の林野火災の発生件数をみますと、3～5月の間の発生件数が全体の過半数を占めています。主な出火原因は、たき火、火入れ、放火となっており、これは、春を迎えての火入れや入山者が増加するためと考えられます。林野周辺にお住みの方や入山する方は、この時期に、山火事への防火意識を高め、山火事予防にご協力いただきますようお願いいたします。

林野火災の月別発生件数（平成26年中）



林野火災の主な出火原因（平成26年中）

たき火	火入れ	放火 [※]	たばこ	火遊び	その他
443	249	170	96	35	501

（注：放火の疑いを含む）

消防白書（平成27年版）より



「平成28年春季全国火災予防運動」ポスター



「全国山火事予防運動」ポスター：資料提供 林野庁

問い合わせ先

消防庁予防課予防係 齋藤、森野
TEL: 03-5253-7523



住宅の耐震化と家具の転倒防止

防災課

地震はいつどこで起こるかわかりません。6,400名を超える死者を出した阪神・淡路大震災では、死者の約9割が住宅の倒壊等による圧迫もしくは倒壊した住宅や転倒した家具から逃れることができないまま火災に遭遇し亡くなられています。

このような被害を少しでも軽減するためには、住宅の耐震化や家具の転倒防止などが極めて有効です。

住宅の耐震化について

○自宅の建築年度の確認

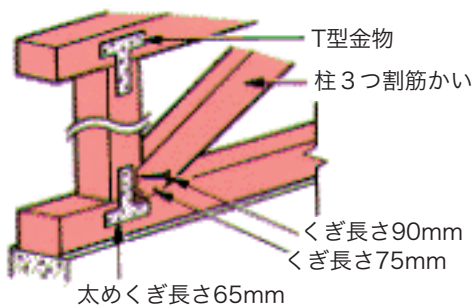
自宅の建築年度を確認しましょう。建築基準法による現行の耐震基準は昭和56年6月1日から導入されており、昭和56年5月以前に建築確認を受けて建築された建築物の中には、現行の耐震基準に適合しない建築物があります。

○耐震診断の相談

自宅が昭和56年5月以前に建築されている場合、まずは、自治体の窓口で相談するのが良いでしょう。耐震診断に関する補助制度を設けている自治体や無料で診断士を派遣してくれる自治体などもあり、これらの制度をうまく活用すると良いでしょう。また、行政以外では、地域の建築士会で相談を行っている場合もあります。

○耐震補強の実施

耐震診断の結果、耐震性がないと判断された場合は、補強を行う必要があります。壁の筋かい等を追加する、梁と柱の間を金具で補強する、基礎を鋼材で補強する等、様々な方法がありますので、建築士や工務店とよく相談することが必要です。この場合も、工費の一部について自治体が補助制度を設けている場合がありますので、施工前に自治体の窓口で制度の確認を行うことをおすすめします。



耐震補強の一例

家具の転倒防止について

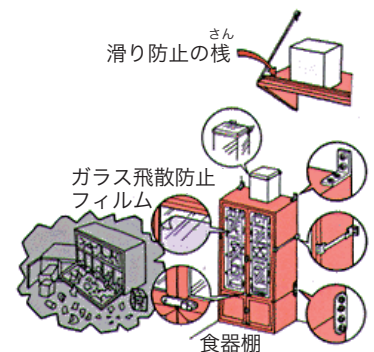
○家具配置等の工夫

まずは、転倒被害を受けにくい家具の配置について工夫してみてください。例えば、家具の配置と就寝する位置については、家具の高さ分だけ離れた場所にするか、家具の側方部分で就寝するほうが安全です。

また、家具が倒れても出入口が塞がれないように、家具は出入口に置かない、あるいは万が一倒れても通り抜けられる空間を残せる位置に置くなど、部屋の状況にあわせて工夫してみてください。

○具体的な転倒防止対策

配置の工夫だけではやはり限界があります。タンスや本棚などをL型金具や支え棒などで固定する、食器棚に扉が開かないための扉開放防止器具を取り付ける、冷蔵庫を転倒防止用ベルトで固定するなど、具体的な転倒防止策を講じることが必要です。



家具の転倒防止の一例

これらの器具については、家電メーカー・家具メーカーや販売店に問い合わせるか、ホームセンター等で販売されているものを活用しても良いでしょう。

住宅の耐震化や家具の転倒防止などは、地震被害を軽減するために有効な取組です。確かに費用を要しますが、既存の制度を活用することなどにより、通常より安価に対応できる場合もあります。地震が起きたとき、地震の揺れや転倒した家具から自分の身を守るため、日頃から一人ひとりが地震に対する備えの意識を持つことが必要です。自宅の建築年度を確認して、昭和56年5月以前の建築物であれば、耐震診断を受けることや、自宅の家具固定などについて検討されてはいかがでしょうか。

○地震などの災害に備えて

「地震による家具の転倒を防ぐには あなたが守る一家族の安全」

家具の転倒防止については、消防庁HPで詳しく紹介しております。

<http://www.fdma.go.jp/html/life/kagu1.html>

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課震災対策係
TEL: 03-5253-7525

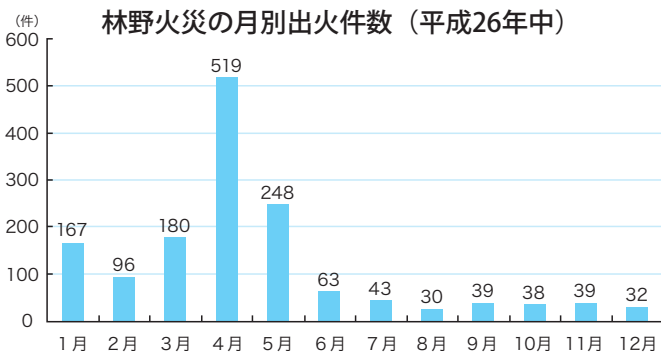


林野火災を防ごう！ ～全国山火事予防運動～

特殊災害室

1 林野火災の発生状況及び注意点

国内における林野火災は、例年春先に多く発生しています。平成26年中は、下図に示すとおり3月から5月までの間に947件の火災が集中して発生しました（年間出火件数の約63%）。春先に林野火災が多いのは、枯葉が地上に積もり、下草も枯れているうえ、降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災が発生しやすい気象条件となっており、さらに、この時期になると火入れが行われ、また、山菜採りや森林レクリエーションなどにより入山者が増えることによるものと考えられます。



平成26年中の林野火災発生状況をみると、出火件数は1,494件（前年2,020件）、焼損面積は1,062ha（同971ha）、損害額は13億6,902万円（同2億3,262万円）、死者は17人（同20人）となっています。

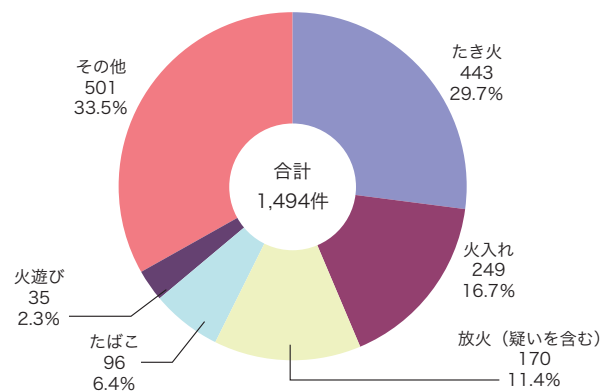
出火原因としては、「たき火」によるものが443件で全体の29.7%を占め最も多く、次いで「火入れ」、「放火（放火の疑いを含む）」、「たばこ」の順となっており、「火遊び」を含めた人為的な要因による火災の割合は、全体の約66%を占めています。

林野火災を未然に防ぐため、次のような点に注意するよう心がけましょう。

【林野火災防止のための注意点】

- 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- 喫煙は、指定された場所で行い、吸いながらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- パーベキューなど火を使用する場合には、指定された場所で行い、そこを離れる時には、完全に火を消すこと
- 各自のゴミは、指定された場所に捨てるか持ち帰ること
- 火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水等を必ず用意すること
- 強風注意報や乾燥注意報などが発表されている場合は、火気の使用は差し控えること

林野火災の出火原因別件数（平成26年中）



2 全国山火事予防運動（3月1日～3月7日）

消防庁では、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的として、林野庁と共同で春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを「全国山火事予防運動」の実施期間と定め、次のような活動を通じて山火事予防を呼びかけています。

【全国山火事予防運動期間中における主な活動】

- 全国の消防関係機関において林野火災の予防対策と警戒を強化
- ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動
- 駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗やポスターの掲示
- 報道機関を通じた山火事予防思想の普及啓発
- 消防訓練及び防火研修会の開催、女性（婦人）防火クラブの広報活動など

平成28年 山火事予防の標語

「誓います 森の安全 火の始末」

3 おわりに

森林は、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を吸収し、生命に必要な酸素を供給する貴重な資源であり、一度焼失してしまうと、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。

林野火災の大部分は、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野での火気の取扱いには十分気をつけましょう。

問合わせ先

消防庁特殊災害室 富塚
TEL: 03-5253-7528



「消防団員入団促進キャンペーン」の実施

地域防災室

消防団を中核とした地域防災力の充実を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立しました。この法律において国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう必要な措置を講ずるものとされています。

消防庁ではこれまで、法律の趣旨を踏まえ、地域防災力の充実強化に取り組んでいるところですが、本年度も引き続き、関係団体と連携して、平成28年1月から3月までの間、「消防団員入団促進キャンペーン」を実施します。

キャンペーン期間中には、女性、学生及び公務員等の幅広い層への積極的な入団促進などに取り組んでいただ

くよう、消防庁長官から各都道府県知事及び各市町村長に対し、『「消防団員入団促進キャンペーン」に基づく広報の推進について（依頼）」（平成27年12月25日付け消防地第297号）を発出しました。

本通知では、広報誌、ホームページ等のあらゆる広報媒体を通じて、効果的な広報を推進していただくとともに、キャンペーン期間中に開催される各種イベント等において、消防庁作成の「消防団員入団促進ポスター」、「消防団員入団促進リーフレット」等を活用した消防団員募集の広報を推進していただくよう依頼しました。

これからも地域の幅広い層から、一人でも多くの方々が消防団に入団されることを期待しています。



消防団員入団促進ポスター



リーフレット（表裏）

問合わせ先
 消防庁国民保護・防災部地域防災室 高村
 TEL: 03-5253-7561

消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申

平成27年12月22日
消 防 審 議 会

平成26年2月13日付けで諮問のあった「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について、別紙のとおり答申する。

平成27年12月22日

消防審議会会長 室 崎 益 輝

消防庁長官 佐々木 敦朗 殿

(別紙)

消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申

目 次

はじめに

第1 地域防災力を取り巻く現状

第2 消防団等の充実強化のために取り組むべき事項

第2-1 地域の防災に関する事項

- 1 地域の防災に関する多様な主体の参画
- 2 地域の防災に関する住民の理解の促進
- 3 地域における防災分野への女性の参画

第2-2 消防団に関する事項

- 1 被用者の消防団への加入の促進
- 2 若者の消防団への加入の促進等
- 3 女性及びシニア世代の消防団への加入の促進等
- 4 機能別団員・機能別分団制度の再評価
- 5 消防団員の処遇の改善等
- 6 消防団の装備の改善
- 7 消防団員の教育訓練の改善
- 8 消防団の広報啓発活動の充実

おわりに

地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開

はじめに

平成25年は、消防団120年、自治体消防65周年という、我が国の消防にとって節目となる年であった。この節目の年に成立した正に消防団等にとっての画期となる法律が、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号。以下「消防団等充実強化法」という。）である。消防団等充実強化法の成立を受け、消防庁では平成25年12月24日に「消防団充実強化対策本部」を立ち上げ、消防団の充実強化を強力に推進する体制がとられており、消防庁や各地方公共団体において、消防団の充実強化を始めとする地域防災力の充実強化のための取組が進められているところである。

第27次消防審議会は、平成26年1月に発足し、同年2月13日に、消防庁長官から、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について諮問を受け、消防団等充実強化法の成立を踏まえた消防団の強化の在り方及び地域防災力の強化の進め方について、これまで8回の調査審議を行ってきた。調査審議においては、消防団の強化の在り方に関する議論のほか、社会経済情勢の変化を踏まえた今後の消防団の在り方、消防団と常備消防や自主防災組織等の他の主体との連携・役割分担を始めとする総合的な地域における防災体制の強化の必要性等、幅広い議論を行ってきたところである。

平成26年7月、当審議会は、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、一定の結論が得られた内容を中間答申として取りまとめた。

中間答申及びその後の議論を踏まえ、ここに最終答申を行うものである。

第1 地域防災力を取り巻く現状

「地域防災力」とは、消防団等充実強化法において、「住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織（中略）、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう」と定義されている（第2条）。

消防団等充実強化法において、地域防災力の中核を担うのが消防団であるとされており、「要員動員力、即時対応力、地域密着性」を有する消防団が地域の安心・安全を確保するために果たす役割は極めて大きいものである。また、災害時のみならず、地域住民の日常的な防災に関する学習や訓練などの地域防災力の底上げに向けた取組においても、消防団は大きな役割を担っている。一方、社会経済情勢の変化を受け、消防団員の数は、平成2年には100万人を割り、平成27年4月1日現在、85万9,995人と、年々減少を続けている状況にあるが、対前年減少幅（△4,352人）は平成26年（△4,525人）に比べ小さくなっている。

また、特に南海トラフ地震や首都直下地震を始めとした大規模災害に対応するためには、ひとつの組織や主体の力のみでは不十分であり、今後、高齢化の進展等に伴い、災害時における要配慮者の一層の増加が見込まれることも踏まえると、様々な職種、職域の人々が一緒になって防災に取り組むという地域の総合力が求められている。この点で、自主防災組織・女性（婦人）防火クラブ・少年消防クラブといった地域の自主防災活動を担う組織の役割も重要である。そして、これらの地域の自主防災活動を担う組織、さらに自衛消防組織、災害ボランティア等、あるいは日常的にはこうした防災に関する活動を行っていない住民一人一人を含めたコミュニティとのつながりが重要である。

消防団等充実強化法第3条の基本理念にもうたわれているように、消防団を中核としつつ防災に関する多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力する体制を構築していくことが重要であり、このことは安心・安全な社会を確保するための土台となるものである。

第2 消防団等の充実強化のために取り組むべき事項

消防団等充実強化法の成立を踏まえ、国及び各地方公共団体その他の関係主体は、消防団への加入の促進、機能別団員・機能別分団制度の再評価、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域の防災に関する住民の理解を促進し、多様な主体の参画を得た議論を通じて、地域における防災体制の強化を図ることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組むべきである。

第2-1 地域の防災に関する事項

1 地域の防災に関する多様な主体の参画

消防団やそれ以外の防災に関わる組織、そしてコミュニティの在り方は、個々の地域ごとに様々である。したがって、画一的な役割分担論ではなく、防災やコミュニティに関わる組織や住民等が参画し、それぞれの地域において地域防災力の在り方について議論することが重要である。多様な組織や住民等が議論に参加し訓練等を行うことで、例えば、消防団と自衛消防組織との連携、退職消防団員の自主防災組織のリーダー・構成員等としての活動、女性（婦人）防火クラブや自主防災組織等に属しながら併せて消防団員としての消防業務への従事など、従来の組織の枠を超えて、その地域ならではの防災に関する役割分担や連携協力、協働がなされることが期待できる。

この点、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第3項に規定する「地区防災計画」（市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画）や消防団等充実強化法第7条第2項に規定する「地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画」（地区防災計画を定めた地区において、市町村が、地域における防災に関する指導者の確保・養成、教育訓練、消防団の強化等について定める計画）の策定は、地域の防災に関わる組織や住民等が参画・議論するための、非常に有益な機会となり得る。また、地域防災に関わる組織や住民等が、これら検討の過程として、合同で議論、検討を行うことにより、消防団や自主防災組織などの必要性を認識し、消防団員等の加入促進

や自主防災組織の立ち上げに結びつくことが期待できる。さらには、そうすることにより自らを守ること（自助）を学び、自らを守ることによって初めて周りの人や地域の人を守ることができるということを広く地域で共有されることにつながる。

なお、特に高齢化や人口の低密度化が著しく進む地域においては、必要な消防防災体制を如何にして維持・確保するかということも議論していくものと考えられる。消防体制や地域の防災に関わる多様な主体の連携についても、今後、人口減少等の社会情勢の変化が予想されることから、地域の実情を踏まえた検討を進めることが重要である。

2 地域の防災に関する住民の理解の促進

第1で述べたとおり、地域防災力の充実強化のためには、多様な主体の参画が重要である。そのためには、防災に関わる一部の人間だけではなく、それ以外の住民に向けて、自らの地域がおかれている災害リスクの現状や住民が協力して災害に備えるメリットなどを訴え、防災に関する理解を得ていく必要がある。

(1) 地域における防災に関する学習の推進

地域の防災を担う人材を育成し、継承する観点、そして周囲の住民を巻き込んでいくという観点からは、地域の子どもの対象とした防災に関する学習に計画的に取り組むことも重要である。このため、子どもの発達段階ごとに防災に関する行動の目標とそのためのプログラムを用意するといった成果を上げている事例を参考に、取組を実施していくことが望ましい。

こうした防災に関する学習の取組には、地域住民や団体の参画が欠かせない。地域防災力の中核たる消防団を中心に、退職消防団員、女性（婦人）防火クラブや自主防災組織などの学校教育及び社会教育の現場への参加を得ながら、防災に関する学習の取組を地域ぐるみのものとしていく必要がある。

なお、こうした防災に関する学習において、地域防災に普段なじみのない住民とコミュニケーションを取るために、ゲーム形式での学習・訓練の取組のように、「楽しさ」や「遊び」といった要素を盛り込んでいくことも有効である。

(2) 少年消防クラブ等の活動の活性化等を通じた

子どもの頃からの消防団活動等の地域防災に対する理解の促進

防災に関する学習に加えて、将来の消防団員等の

地域防災の担い手を育てる基盤的活動として、少年消防クラブ及び幼年消防クラブの活動の活性化等を通じ、高等学校以下の児童及び生徒の消防団活動等の地域防災に対する理解を促進することが重要である。

このため、学校関係者の協力がより得られるように必要な情報提供を進めていくとともに、①消防団員による学校への出前講座の実施や学校が実施する防災行事への協力等を通じた消防団に対する理解の促進、②消防団による少年消防クラブの教育訓練における指導等の協力活動に対する支援、③少年消防クラブの全国的交流行事等を通じた意識の啓発等の取組を進めるべきである。また、①高等学校における消防団との交流活動や消防クラブの設置、②義勇消防と青少年消防組織との密接な連携が義勇消防隊員の確保につながっている海外の事例も参考として、消防団との共同活動等少年消防クラブの活動において消防団の活動を身近に感じる機会を設定すること等により、少年消防クラブ員等から進学や就職を機に消防団員等の地域防災の担い手へ自然に進んでいくという気運を醸成すべきである。

3 地域における防災分野への女性の参画

多様化・大規模化する災害に対し、自助・共助・公助が一体となって地域防災力を発揮していくことが求められており、地域社会において女性が半分を占めることも踏まえ、地域における防災分野への生活者の多様な視点を反映する観点から女性の防災分野への参画を進めていくことが重要である。

参画する組織・団体に着目すると、消防団、女性（婦人）防火クラブ、自主防災組織やNPOでの活動など、女性が防災分野に参画する選択肢が多様である。一方で、活躍する活動・取組に着目すると、防災教育などで活躍している場合もあれば、防火・消火活動で主体的に活躍している場合もあり、個々の意欲に応じて、多様な取組がなされている。

こうした様々な女性が参画できる組織・団体や活動・取組が多様化して広がりを見せている中で、消防防災分野全体への女性参画を進めていく必要がある。なお、消防団員とともに公助を担う消防吏員についても、女性の比率を高めていくことが重要である。

第2-2 消防団に関する事項

1 被用者の消防団への加入の促進

消防団員全体に占める被用者団員の割合は、平成

27年4月1日現在で72.4%となっており、大きな割合を占めている。人口当たりの消防団員数が少ない傾向にある都市部を中心に、被用者の割合の増加が今後も進展することが見込まれることを踏まえ、被用者の消防団への加入の促進に特に力を入れていくことが必要であり、以下の3項目について中間答申で提言を行い、取組がなされているところである。

(1) 事業者の消防団活動に対する理解の促進

被用者の消防団への加入の促進に当たっては、消防団員が被用者として所属する事業者の理解が不可欠である。中間答申を踏まえ、平成27年2月には経済団体あてに総務大臣書簡（以下「経済団体あて書簡」という。）が発出され、従業員の入団促進、消防団活動時の勤務の免除やボランティア休暇など消防団活動が円滑に行われるための配慮及び採用時の積極的評価について働きかけがなされたところである。また、消防団活動に協力する事業所等に表示証を交付してその貢献を社会的に評価することにより消防団と事業所等との連携協力体制を一層強化することを目的として、平成18年度から設けられている「消防団協力事業所表示制度」について、平成27年2月に発出された各都道府県知事及び各市区町村長あて総務大臣書簡（以下「地方団体あて書簡」という。）においても表示制度を導入されるよう依頼がなされ、平成27年9月には、消防団員が多数加入している消防団協力事業所に対する総務大臣感謝状の贈呈が行われたところである。同制度は、平成27年4月1日現在で1,156（約67%）の市町村が既に導入しており、平成26年4月1日から110（約6%）増加しているところであるが、未だに同制度を導入していない約560の市町村に対し、引き続き速やかに同制度を導入するよう徹底すべきである。

また、消防団協力事業所の増加のためには、消防団協力事業所に対して効果的なメリットを用意することが必要である。このため、一定の要件を満たす消防団協力事業所に対し事業税額の2分の1（限度額10万円）を減税する措置を実施している長野県及び静岡県に加え、平成28年4月から岐阜県においても事業税額2分の1（限度額100万円）の減税措置が実施される予定であるが、国においては、当該措置を更に全国に普及させるとともに、当該措置に係る財源措置等の支援策の検討を行うべきである。また、入札において事業者の消防団活動への協力を積極的に評価する地方公共団体の取組についても、一層の普及を図るべきである。あわせて、消防

団協力事業所となった事業所等を広報の中で紹介する等の取組も有効であると考えられ、消防庁においても、地方公共団体が消防団協力事業所に対して行う特例措置の実施状況について全国の地方公共団体に対して平成27年7月に周知が行われたところである。

(2) 勤務地における被用者の消防団への加入の促進等

被用者については、特に都市部においては居住地と勤務地が大きく離れている場合が多いことを踏まえ、相当の時間を過ごす勤務地における加入の促進を図る必要がある。このため、地方団体あて書簡において、現在条例上又は運用上在勤者の入団を認めていない市町村に対し、早急にその入団を認めるよう働きかけを行っているところである。

また、事業者が設置する自衛消防組織が既に8,161件（平成27年3月31日現在）の防災管理対象物において設置される状況となっている。自衛消防組織の要員の経験を有する被用者に対し、勤務地における機能別団員（特定の活動・役割のみに参加する消防団員）として加入を促進するとともに、自衛消防組織や水防団等の防災に関する組織の構成員により、大規模災害時等にその本来業務に支障が生じない範囲で活動する機能別分団（特定の活動・役割を担う分団）を組織することを推進すべきである。

このため、経済団体あて書簡において、自衛消防組織の構成員の消防団への入団促進の働きかけがなされているところである。

(3) 公務員等の消防団への加入の促進

公務員等の消防団への加入の促進については、現在特に地方公務員や日本郵政グループ職員について加入促進を図ってきているところである。

そのような中で、公務員については、消防団等充実強化法において、消防団員との兼職に関する特例が設けられ（第10条）、特に消防団への加入の促進のために具体的な法制上の手当がなされたところである。

このような消防団等充実強化法の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体において、大規模災害時の職員の参集体制の確保等にも配慮しつつ、公務員の消防団への加入の促進を図ることが必要である。

このため、平成26年6月に消防庁長官から各府省事務次官あてに通知を発出し、国家公務員の消防団への加入について働きかけているところであり、地方団体あて書簡でも地方公務員の消防団加入について働きかけがなされているところである。

2 若者の消防団への加入の促進等

長期的に消防団員を確保していくためには若い人材の確保が重要であり、大学生等の加入の促進のほか、少年消防クラブ等の活動の活性化を通じた将来の消防団員となる高等学校以下の児童及び生徒の消防団活動に対する理解の促進について、教育関係者の協力も得た取組が重要であり、以下の2項目について中間答申で提言を行い、取組がなされているところである。

(1) 大学生等の消防団への加入の促進

大学生等の消防団への加入を促進する前提として、特に都市部を念頭に、消防団員の任命資格として、居住及び勤務に加え、通学も認めるべきである。

大学生等が消防団活動に参画することは、消防団の組織の活性化、次世代の担い手育成といった消防団側の意義は当然であるが、入団する大学生等の側にとっても、①地域社会の一員として地域の安全に貢献しているという誇りを感じることができる、②応急手当の技術、消火用器具・救助用器具の使用法等、卒業後に社会生活を送る上で役に立つ知識・技術を身につけることができる、③体力づくり・仲間づくりにもつながる、といった様々な意義を有するものである。そこで、このような消防団活動の意義について、改めて周知を図るべきである。

また、大学等に対しては、①消防団活動に参加する学生等に対する補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等、消防団活動のための修学上の配慮、②地域づくり活動やボランティア活動等と同様に、消防団活動を実習・演習等の授業の一環として位置付け、単位を付与する等、消防団活動の積極的評価、③大学のキャンパス内における学生消防(分)団の設置等について、中間答申で提言を行ったところである。

以上の提言に関連して、平成26年7月に消防庁から地方公共団体あてに通知を发出して取組を促進したところである。

さらに、大学生等の加入の促進に当たっては、特に就職を想定したインセンティブの付与が効果的である。このため、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生、又は専門学生について、市町村がその実績を認証することにより、就職活動を支援することを目的として学生消防団活動認証制度の導入を図るよう、平成26年11月に消防庁から全国に通知した。また、経済団体あて書簡において、

大学生等から認証制度の証明書の提出があった場合には積極的に評価されるよう働きかけを行っている。

(2) 消防団で活動した大学生等の卒業後の消防団活動の継続への配慮

大学生等は消防団に加入しても卒業後就職等で転出する場合が少なくないが、転出した地域において改めて消防団に加入し、消防団活動を継続してもらいやすくするという観点から、大学生等の時期に加入していた消防団とは別の消防団に改めて加入した場合には当該消防団において大学生等の時期の活動経歴を考慮するなど、大学生等の時期の消防団活動の経験がその後の消防団活動につながるような配慮を行うべきである旨の通知を发出したところである。

3 女性及びシニア世代の消防団への加入の促進等

少子高齢化の進展や、被用者の増加の中で、特に都市近郊の地域等においては、日中に地域にいる割合の高い女性やシニア世代に、自主防災組織、女性(婦人)防火クラブ等による地域における防災活動にとどまらず、消防団活動をも担ってもらうことが今後更に重要となる。

このため、女性及びシニア世代の消防団への加入の促進等について、各地域の実情を十分に踏まえつつ、積極的に取り組む必要がある。

(1) 女性の消防団への加入の促進

女性消防団員については、平成27年4月1日現在で2万2,747人となっており、消防団員総数が減少する中でも年々増加しているが、消防団員全体に占める割合は2.6%にとどまっている。また、女性消防団員が所属している消防団の割合は64.3%で、女性消防団員が所属していない消防団が3割以上ある。一方で、応急手当・火災予防の普及啓発から消火活動まで、女性消防団員の活動の幅は広がってきており、女性消防団員が地域の安心・安全の確保のために果たす役割は益々高まっている。

このため、未だに女性消防団員が所属していない消防団においては女性消防団員の入団について真剣に取り組むよう促すとともに、女性団員がより幅広い分野で消防団員として活躍できるようにするための環境整備などの方策を整理し、周知することや、女性消防吏員の比率を高める取組と連動させることなど、更に積極的な女性の消防団への加入の促進の取組が必要である。

(2) シニア世代の消防団への加入の促進等

シニア世代については、以下の2点について中間答申で提言を行い、平成26年7月に消防庁から地方公共団体あてに通知を発出して取組を促進したところである。

まず、今後の一層の高齢化の進展を踏まえ、65歳以上でも十分活動できる人が消防団員として活躍できるようにする必要がある。このため、定年制を設けている市町村における定年年齢の引上げ等を進めるほか、シニア世代が活躍しやすい活動領域について整理する等の取組を進めるべきである。

また、退職消防職団員がそれまでの経験で培った消防防災に関する技術・能力は、地域防災力の向上のための貴重な資産である。そこで、自主防災組織のリーダー・構成員、少年消防クラブの指導者等としての活動のほか、退職消防職団員が大規模災害時等に限定して消防団員として活動する機能別分団を創設するなど、退職消防職団員が地域における防災活動の担い手として活動しやすい環境づくりを進めるべきである。

4 機能別団員・機能別分団制度の再評価

平成17年に、地域住民が参加しやすい環境を作る目的で、特定の活動・役割に参加する機能別団員制度（機能別分団制度を含む。）が創設された（平成17年1月26日消防課長通知「消防団員の活動環境の整備について」）。運用のされ方や呼称は地域により様々であるが、待遇（報酬や活動・役割等）を他の基本団員と異なる扱いとすることができるという特徴がある。

地域防災力の中核を担い、「要員動員力、即時対応力、地域密着性」をその特徴とする消防団にとって、基本団員が重要であり、その十分な確保を目指すべきことは言うまでもない。一方で、「大規模災害のときには地域に貢献したい」、「自らの専門性・特技を生かしたい」などと考える人々にとって、機能別団員は有効な選択肢となり得るものであり、大規模災害対応では多くのマンパワーが必要となることや、消防団員の長期の減少傾向を踏まえると、選択肢を提供し、防災に関わる人々を増やしていくため、機能別団員制度を改めて評価すべきである。

具体的には、機能別団員制度の周知や、一部の消防団員を退職報償金の掛金対象外とする条例の活用などについて、地域の実情や消防団の基本団員を含めた組織運営に配慮しつつ、取組を進めていくべきである。

5 消防団員の処遇の改善等

消防団員の処遇の改善については、消防団等充実強化法の施行を踏まえ、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）の一部改正により、平成26年4月1日からの退職報償金の全階級一律5万円引上げ及び最低額の20万円への引上げが行われている。消防団の活動の実態に応じた適切な報酬等の支給に係る地方公共団体への働きかけの結果、無報酬団体が平成27年度中には解消する見込みとなっている。一方で多くの市町村において、地方交付税単価（年間報酬3万6,500円、1回当たり出勤手当7,000円）よりも実際の単価が低い状況にある。引き続き、消防団の活動の実態に応じた適切な報酬等の支給を地方公共団体に働きかけ、特に支給額の低い市町村に対しては、地方交付税措置額を踏まえた水準となるよう、引上げを強く要請していく必要がある。

6 消防団の装備の改善

消防団の装備の改善については、消防団等充実強化法の施行を踏まえ、平成26年2月7日に「消防団の装備の基準」（昭和63年消防庁告示第3号）の一部改正が行われ、①消防団員の安全確保のための装備（安全靴、ライフジャケット等）の充実、②双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実及び③救助活動用資機材（チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等）の充実が図られたところである。また、消防団の装備に関する地方交付税措置が、平成26年度に標準団体当たり約1,000万円から約1,600万円に大幅増額されたところである。

この基準の改正及び地方交付税措置の大幅増額を受け、地方公共団体において消防団の装備の改善に向けた取組が進められつつあるが、各地方公共団体においては、このような機会を捉えて一層の消防団の装備の改善が集中的・計画的に進むよう、地方交付税措置額の水準を踏まえた適切な予算措置を講じるべきである。

7 消防団員の教育訓練の改善

消防団等充実強化法では、国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、必要な措置を講ずるものとする（第16条）とされている。

消防団員の教育訓練の改善については、同法の施行を踏まえ、大規模災害への対応という観点から消

防団の現場指揮者の担う役割の重要性が増してきたことに鑑み、現場指揮者に対する安全管理や救助活動等に係る教育訓練の充実を図るため、平成26年3月28日に「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年消防庁告示第3号）の一部改正が行われ、消防団員に対する幹部教育のうち中級幹部科を抜本的に見直し、指揮幹部科として拡充強化されたところである。また、中間答申において、できる限り多くの現場指揮者となる者に指揮幹部科の課程を受講してもらえるような環境づくりが提言されたことを踏まえ、消防団員のための教育用教材（DVD及び教育用冊子）の作成による消防団教育の標準化が進められたところである。

さらに、NBC災害（テロによるものも含む）に関しても消防団員が基本的な知識を持ち、避難誘導等を適切に行う必要がある、それらを想定した訓練に消防団が指導的な役割を果たして国民の参加を促すという観点から重要であることから、NBC災害に係る教育訓練について、「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標」（平成15年11月19日付け消防消第220号）に追加されるとともに、指揮幹部科の現場指揮課程及び分団指揮課程の教育用教材に盛り込まれたところである。

各地域においても、常備消防と連携した教育訓練の実施等、消防学校以外の場における教育訓練の充実も図る必要がある。また、今後ともニーズの変化に対応して消防団員の教育訓練の充実を進めていくことが重要である。

8 消防団の広報啓発活動の充実

地域の防災への理解の促進においては、地域における防災への関わり方の一つとして消防団活動があるということを住民に広報啓発していく必要がある。

このため、消防団への入団を検討している者がウェブ上で居住地や勤務地の消防団に関する情報を容易に検索できるシステムの構築やウェブ上での消防団充実強化取組事例の紹介といった新たな手法の活用や、消防関係団体が情報誌（紙）等により行う広報啓発活動の支援等、幅広い国民に向けた広報啓発活動の充実が必要であるとともに、住民一人一人が日々の生活の中で消防団に身近に触れる機会を増やすことが重要である。

また、消防団活動そのものの広報啓発に加え、消防団員及びその家族に、消防団活動が地域全体から応援・感謝されているということが感じられ、誇り

を持ってもらえるようにすることが重要であり、中でも消防団活動を行うことに対する具体的なメリットを感じてもらえるような取組が有効である。例えば、消防団員に対してカードを発行し、店舗等での提示により、消防団員に対する優遇措置等を講じる「消防団応援の店」の取組を実施している地方公共団体の事例の展開が望まれる。

おわりに

地域防災力の充実強化については、各界各層の幅広い理解が必要であることから、各界の中心で活躍されている方が発起人となり、日本消防協会が中心となって平成26年8月に開催された「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を契機として、これを国民運動につなげていく必要がある旨、中間答申で提言したところである。

これを踏まえ、平成27年度には2箇所において地域防災力充実強化大会を新たに開催することとされたところである。引き続き、消防団等充実強化法の趣旨を徹底するための広報の実施、消防団の重要性の周知等について、幅広いPR活動等の取組を進めるべきである。

来年で東日本大震災から5年、消防団等充実強化法の成立から3年となる。ここで改めて消防団等充実強化法の基本理念に則って国民運動を展開し、地域防災の取組の輪を広げていくことが重要であり、そのことが地域防災力の中核である消防団の充実強化にもつながるものと考えられる。

また、人口減少社会も見据えた消防体制や地域防災に関わる多様な主体の連携などについては、さらなる検討が望まれる。

以上、諮問を受けた「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について方針を示したところであり、消防庁においては、この方針に基づいて施策を体系化しつつ、所要の措置を講じ、本答申の実現に努めるよう要望する。

第27次消防審議会最終答申を踏まえた消防団を中核とした地域防災力の充実強化について (平成27年12月25日付け消防庁長官通知)

地域防災室

消防地第300号
平成27年12月25日

各都道府県知事 殿
(消防防災担当課、税務担当課、人事担当課、
大学担当課、市町村担当課扱い)

各指定都市市長 殿
(消防防災担当課、人事担当課、大学担当課扱い)

消防庁長官
(公印省略)

第27次消防審議会最終答申を踏まえた消防団を中核とした地域防災力の充実強化について(依頼)

平成25年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号。以下「消防団等充実強化法」という。)が成立し、国及び地方公共団体は、消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善、消防団員の教育訓練の改善等に関して必要な措置を講ずることが義務付けられました。

これを踏まえ、消防庁では、「消防団充実強化対策本部」を立ち上げるとともに、昨年2月に第27次消防審議会に対して、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について諮問しました。同審議会においては、消防団等充実強化法の成立を踏まえた、消防団の強化の在り方及び地域防災力の強化の進め方について調査審議が進められ、昨年7月に消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、一定の結論が得られた内容を中間答申として取りまとめられました。

そして、中間答申及びその後の議論を踏まえ、去る12月22日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」(以下「最終答申」という。)が出されました(別添参照)。

最終答申においては、国及び各地方公共団体その他の

関係主体は、消防団の強化を図るとともに、地域の防災に関する多様な主体の参画などによる地域における防災体制の強化を図ることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組むべきとされました。さらに、同答申では、消防団等充実強化法の基本理念に則った国民運動の展開により地域防災の取組の輪を広げていくことが重要とされました。

最終答申等を踏まえ、各都道府県知事におかれましては別紙1の事項について、各指定都市市長におかれましては別紙2の事項について、取り組んでいただきますようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、市町村(一部事務組合等を含む。)に対して、別紙2の事項を周知していただくとともに、市町村における消防団の充実強化等に向けた取組の促進のため、積極的に助言等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

担当：<消防審議会最終答申に関する事項>
総務課課長補佐 橋本、事務官 高柳
TEL：03-5253-7506
<消防団等の充実強化に関する事項>
地域防災室課長補佐 猪鼻、事務官 橋本
TEL：03-5253-7561

別紙1

【都道府県において取り組むべき事項】

- 1 事業者の消防団活動に対する理解の促進
- 被用者の消防団への加入の促進に当たっては、消防団員が被用者として所属する事業者の理解が不可欠であることから、消防団協力事業所表示制度が設けられている。そして、消防団協力事業所の増加のためには、消防団協力事業所に対して効果的なメリットを付与することが必要である。例えば、消防団協力事業所に対する法人事業税等の減税措置が長野県及び静岡県で導

入されており、さらに、岐阜県でも平成28年4月から減税措置が実施される予定である。また、入札参加資格や総合評価方式における加点も19道県で実施されているところである。こうした取組を導入することについて検討すること。

2 公務員の消防団への加入の促進

- 消防団等充実強化法において、公務員の消防団への加入の促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼職及び職務専念義務の免除に係る特例規定が設けられ、平成26年6月11日付け消防地第46号通知により、地方公務員が消防団により加入しやすい環境を作るため、兼職及び職務専念義務の免除に関して柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう通知したところである。特に出先機関・支所等の職員の消防団への入団は、地域住民との密着性の観点から非常に望ましい取組であり、こうした取組により、更なる消防団への加入の促進を図ること。

なお、報酬等の取扱いについては、平成25年10月9日付け消防災第372号通知を参照されたい。

3 大学等の協力

- 市町村とも連携しながら、大学等に対して、消防団活動に参加する学生等に対して修学上の配慮をすること、消防団活動を積極的に評価すること、大学のキャンパス内における学生消防(分)団を設置すること等について、大学等の自主性に配慮しつつ、具体的な働きかけを行うこと。また、市町村が大学生等の就職活動時において消防団活動を積極的に評価し、その実績を認証する学生消防団活動認証制度について、特に大学等が管内に所在する市町村に導入を促すとともに、事業者に対してその取組を周知し、就職活動において消防団活動が積極的に評価されるよう働きかけを行うこと。

4 広報啓発活動等の充実

- 消防団への加入の促進にあたっては、広く地域における消防団活動に対する理解を促進することが重要であり、住民に向けた幅広い広報啓発活動の更なる取組を行うこと。また、現在、最終答申にもある「消防団応援の店」など様々な取組が行われているが、消防団活動を行うことによる誇りやメリットを実感できる取組についても検討すること。
- 地域防災力の充実強化については、各界各層の理解が必要であり、各種の機会をとらえて、消防団等充実強化法の趣旨を徹底するための広報など幅広いPR活動等に取り組むこと。

【市町村において取り組むべき事項】

1 地域の防災に関する事項

(1) 地域の防災に関する多様な主体の参画

- 最終答申では、多様な組織や住民等が地域防災力の在り方についての議論に参加し訓練等を行うことで、従来の組織の枠を超えて、その地域ならではの防災に関する役割分担や連携協力、協働がなされることが期待できるとされている。さらに、同答申では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第3項に規定する「地区防災計画」や消防団等充実強化法第7条第2項に規定する「具体的事業計画」の策定は、それぞれの地域の状況に応じた地域防災力の在り方について地域の防災に関わる組織や住民等が参画・議論するための非常に有益な機会となり得るとされている。

これらの計画の策定過程をはじめ地域防災について議論を行う際には、消防団や地域の自主防災活動を担う自主防災組織、女性(婦人)防火クラブなどの多様な主体の参画が進むよう取り組むこと。

また、平成27年4月1日現在、地区防災計画の策定数は約300である。消防団等充実強化法第7条第2項に基づき、これらの地区防災計画を定めた地区について、具体的事業計画の策定に取り組むこと。

(2) 地域の防災に関する住民の理解の促進

- 最終答申では、地域の子どもを対象とした防災に関する学習に計画的に取り組むことも重要であるとし、子どもの発達段階ごとに防災に関する行動の目標とためのプログラムを用意するといった成果を上げている事例(東京消防庁の事例)を参考に、取組を実施していくことが望ましいとされている。また、同答申では、防災に関する学習の取組には地域住民や団体の参画が欠かせないとし、消防団、退職消防団員、女性(婦人)防火クラブや自主防災組織などの参画を得ることが必要とされており、こうした地域ぐるみの取組について検討すること。

- 少年消防クラブについては、制度発足当初は火災予防の普及徹底を目的とした活動が実施されていたが、現在では実践的な活動を含む幅広い取組も行われている。

最終答申では、将来の消防団員等の地域防災の担い手を育てる基盤的活動として、少年消防クラブ及び幼年消防クラブの活動の活性化等を通じて、地域防災に対する理解を促進することが重要であるとされている。

少年消防クラブ等の活動の活性化を進めるとともに、消防団による指導、消防団との共同活動などにより、クラブ員の消防団に対する理解の促進に取り組むこと。

なお、消防庁においても少年消防クラブ交流会（全国大会）を開催し、全国のクラブとの交流と技術の向上を図っているところである。

(3) 地域における防災分野への女性の参画の推進

○ 最終答申では、地域における防災分野への生活者の多様な視点を反映する観点から、女性の防災分野への参画を進めていくことが重要とされている。

消防団、女性（婦人）防火クラブ、自主防災組織やNPOなど防災分野に参画するための多様な選択肢やそれらの多様な取組を広く周知し、消防防災分野全体への女性の参画を進めること。

なお、女性（婦人）防火クラブについては、制度発足当初は家庭から生ずる火災の発生を予防するための予防啓発を目的とした活動が実施されていたが、現在では火災予防のほかにも、地域防災に関する幅広い取組も行われているところであり、女性（婦人）防火クラブの活動の活性化に取り組むこと。

2 消防団に関する事項

(1) 被用者の消防団への加入の促進

○ 被用者の消防団への加入の促進に当たっては、消防団員が被用者として所属する事業者の理解が不可欠であることから、消防団協力事業所表示制度が設けられている。平成27年4月1日現在、1万1,446の事業所が市町村表示証の交付を受けており、その数は年々増加している。他方、全市町村において消防団協力事業所表示制度が導入される必要があるが、同日現在、1,719市町村のうち563の市町村はいまだに制度を導入していない状況である。これらの市町村においては、早急に同制度の導入を図ること。

また、消防団協力事業所の増加のためには、消防団協力事業所に対して効果的なメリットを付与することが必要である。例えば、入札参加資格や総合評価方式における加点も144市町村で実施されているところである。こうした取組を導入することについて検討すること。また、市町村の広報の中で、消防団協力事業所となった事業所等を紹介する取組についても検討すること。

○ 在勤者の入団について、平成26年11月28日付消防地第153号通知等により、条例上又は運用上在勤者の入団を認めていない市町村に対し、在勤者の入団を認めるよう要請しているところであるが、平成27年9月1日現在、約31%の市町村が入団を認めていない状況である。これらの市町村においては、早急にその入団を認めるよう検討すること。

(2) 公務員の消防団への加入の促進

○ 消防団等充実強化法において、公務員の消防団への

加入の促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼職及び職務専念義務の免除に係る特例規定が設けられ、平成26年6月11日付け消防地第46号通知により、地方公務員が消防団により加入しやすい環境を作るため、兼職及び職務専念義務の免除に関して柔軟かつ弾力的な取り扱いがなされるよう通知したところである。自団体の職員の更なる消防団への加入の促進を図ること。

なお、報酬等の取扱いについては、平成25年10月9日付け消防災第372号通知を参照されたい。

(3) 大学生等の消防団への加入の促進

○ 消防団に所属する大学生等に対する就職活動支援の一環として、就職活動時において消防団活動が積極的に評価されるよう、平成26年11月28日付け消防地第153号通知において「学生消防団活動認証制度実施要綱（例）」を示し、取組を実施するよう要請しているところである。しかし、平成27年9月1日現在、約500の市町村が、大学等が管内に所在するものの制度を導入する予定がない状況である。これらの市町村においては、早急に同制度の導入を図ること。

また、事業者に対して、この取組を周知し、就職活動において消防団活動が積極的に評価されるよう働きかけを行うこと。

○ 消防団員の入団の要件として通学を認めている市町村は、平成27年4月1日現在で約26%にとどまっている状況である。認めていない市町村においては、居住及び勤務に加え、通学も入団の要件として認めるよう検討すること。

(4) 女性の消防団への加入の促進

○ 女性消防団員の確保については、平成25年6月28日付け消防災第252号通知等により、その促進を要請してきたところであるが、平成27年4月1日現在で約36%の消防団において、女性消防団員が所属していない状況である。いまだに女性消防団員が所属していない消防団においては、女性消防団員の入団について早急に取り組むとともに、既に女性消防団員が所属している消防団においても、より一層の女性の入団促進等のため積極的に取り組むこと。

○ 平成26年3月28日付け消防災第122号通知により、地方公共団体が地方財政措置（国庫補助金・地方債）を活用して地域防災拠点施設や消防団拠点施設を整備するに当たり、標準的に備えることが必要な施設・機能（男女別の更衣室・トイレ等）を示しているところである。これらの事業の実施をはじめとして女性団員が活動しやすくなるための環境整備に取り組むこと。

(5) シニア世代の消防団への加入の促進

○ 平成17年1月26日付け消防消第18号通知により、

(特報 1 附属資料)

入団の要件として年齢を限定しないよう要請したところであるが、消防団員の定年年齢を40歳代までに限定するなど、定年年齢が極端に低い市町村もある。高齢化が進んでいる社会情勢に鑑み、定年年齢の引上げ等について検討すること。また、退職消防職団員については、自主防災組織のリーダー・構成員、少年消防クラブの指導者等としての活動や大規模災害時に限定して活動する機能別分団の創設等、退職消防職団員が活動しやすい環境づくりに取り組むこと。

(6) 機能別団員・機能別分団制度の活用

- 地域住民が参加しやすい環境を作るために、平成17年1月26日付け消防消第18号通知により、機能別団員制度（機能別分団制度を含む。）が創設されたところであるが、平成27年4月1日現在、機能別団員は1万4,196名となっている。

最終答申では、消防団にとって基本団員が重要であり、その十分な確保を目指す必要があるとされ、続けて、その一方で大規模災害対応でのマンパワーの確保等のため、機能別団員制度について改めて評価すべきとされている。この答申を踏まえて、地域の実情等に応じて活用について検討すること。

(7) 消防団員の処遇の改善

- 消防団は災害時に地域で即時に対応し、厳しい状況の中で災害対応に当たることに鑑み、消防団等充実強化法第13条において、国及び地方公共団体は、活動の実態に応じた適切な報酬等の支給がなされるよう必要な措置を講ずるものとされている。多くの市町村において、地方交付税単価（年額報酬3万6,500円、1回当たり出動手当7,000円）よりも実際の単価が低い状況であり、特に、年額報酬の低い市町村においては、地方交付税単価を踏まえ、報酬の引上げを行うこと。
- 消防団の適正な活動を図るためには、日頃、団員の健康の維持管理に十分配慮し、事故防止に万全を期する必要がある。そのため、活動時の安全確保はもとより、消防団員に対する健康診断等についても適切に取り組むこと。

(8) 消防団の装備の改善

- 各市町村において装備の充実に向けた取組が進められつつあるが、地方交付税措置額に照らしてなお十分でない状況である。消防団の装備が集中的・計画的に配備されるよう、消防団の装備の基準の改正（平成26年2月7日）に併せて地方交付税措置が大幅に拡充されたことを踏まえて、平成28年度予算においても必要な予算措置を行うこと。

3 広報啓発活動等の充実

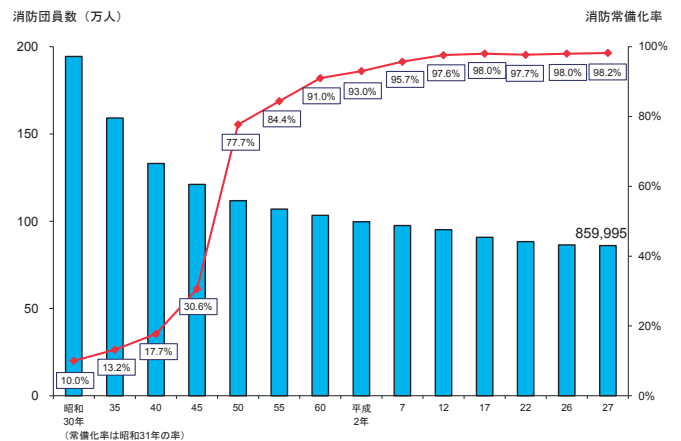
- 消防団への加入の促進にあたっては、広く地域にお

ける消防団活動に対する理解を促進することが重要であり、住民に向けた幅広い広報啓発活動の更なる取組を行うこと。また、現在、最終答申にもある「消防団応援の店」など様々な取組が行われているが、消防団活動を行うことによる誇りやメリットを実感できる取組についても検討すること。

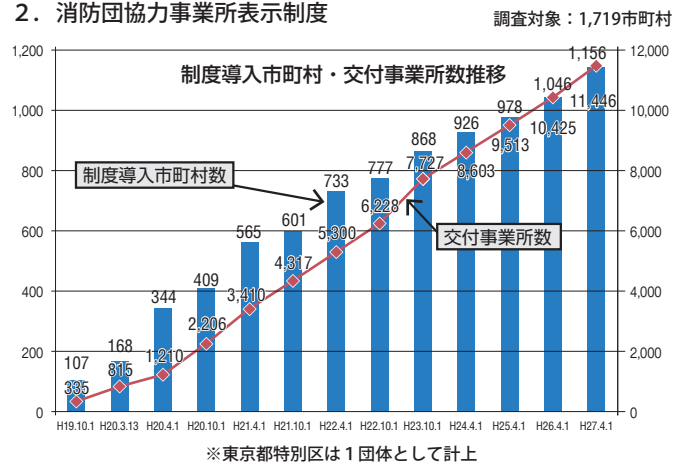
- 地域防災力の充実強化については、各界各層の理解が必要であり、各種の機会をとらえて、消防団等充実強化法の趣旨を徹底するための広報など幅広いPR活動等に取り組むこと。

【参考資料】

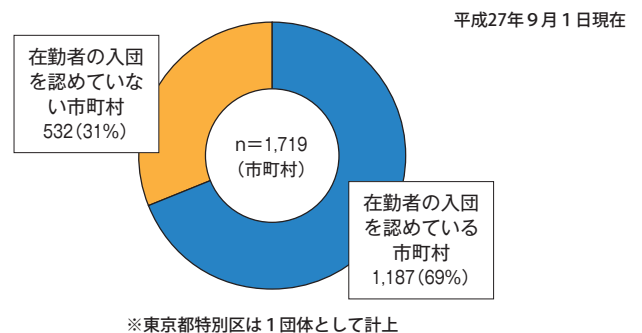
1. 消防団員数の推移



2. 消防団協力事業所表示制度



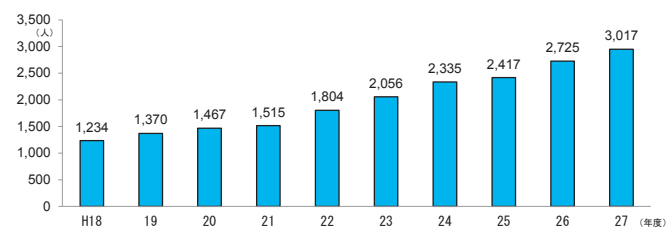
3. 在勤者の入団を認めている市町村の割合



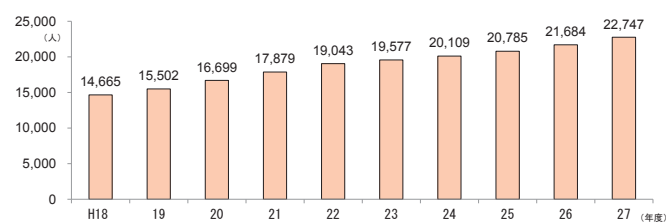
都道府県別消防団員数 (参考資料 1 の内訳)

都道府県	消防団員数		
	平成27年4月1日現在	平成26年4月1日現在	増減
1 北海道	25,686	25,842	▲156
2 青森県	19,248	19,455	▲207
3 岩手県	22,202	22,415	▲213
4 宮城県	19,906	20,304	▲398
5 秋田県	17,320	17,491	▲171
6 山形県	25,562	25,590	▲28
7 福島県	34,094	34,465	▲371
8 茨城県	23,632	23,830	▲198
9 栃木県	14,875	14,983	▲108
10 群馬県	11,786	11,856	▲70
11 埼玉県	14,283	14,276	7
12 千葉県	26,368	26,557	▲189
13 東京都	23,315	23,500	▲185
14 神奈川県	18,099	17,994	105
15 新潟県	38,121	38,215	▲94
16 富山県	9,498	9,537	▲39
17 石川県	5,302	5,317	▲15
18 福井県	5,797	5,720	77
19 山梨県	15,174	15,127	47
20 長野県	35,311	35,370	▲59
21 岐阜県	20,770	20,649	121
22 静岡県	20,416	20,561	▲145
23 愛知県	23,189	23,430	▲241
24 三重県	13,847	13,900	▲53
25 滋賀県	9,188	9,178	10
26 京都府	17,838	17,941	▲103
27 大阪府	10,476	10,482	▲6
28 兵庫県	43,039	43,647	▲608
29 奈良県	8,566	8,534	32
30 和歌山県	11,872	11,878	▲6
31 鳥取県	5,127	5,136	▲9
32 島根県	12,222	12,409	▲187
33 岡山県	28,610	28,725	▲115
34 広島県	22,229	22,275	▲46
35 山口県	13,322	13,365	▲43
36 徳島県	10,880	10,975	▲95
37 香川県	7,722	7,660	62
38 愛媛県	20,451	20,543	▲92
39 高知県	8,256	8,214	42
40 福岡県	25,150	25,015	135
41 佐賀県	19,283	19,367	▲84
42 長崎県	20,053	20,201	▲148
43 熊本県	34,372	34,576	▲204
44 大分県	15,525	15,672	▲147
45 宮崎県	14,829	15,008	▲179
46 鹿児島県	15,475	15,488	▲13
47 沖縄県	1,709	1,674	35
合計	859,995	864,347	▲4,352

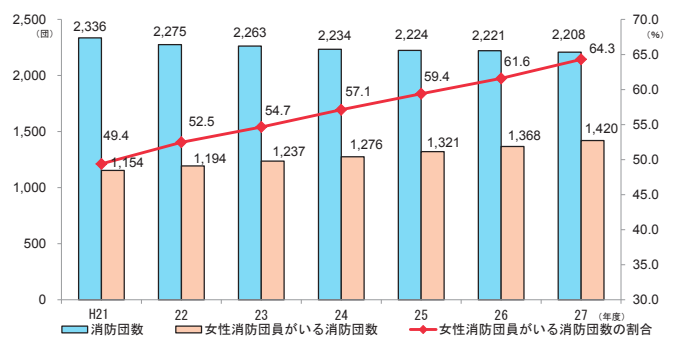
4. 学生団員数の推移



5. 女性消防団員数の推移



6. 女性消防団員がいる消防団数等の推移



7. 消防団装備の全国配備数

救助用半長靴	H27 配備数	H26 配備数	(必要配備数) 全部の消防団員数
	202,261		144,079
救命胴衣	H27 配備数	H26 配備数	(必要配備数) 全部の消防団員数
	161,133		116,105
防火衣	H27 配備数	H26 配備数	(必要配備数) ポンプを操作する消防団員及び部長以上の消防団員数
	377,705		377,616
防火帽	H27 配備数	H26 配備数	(必要配備数) ポンプを操作する消防団員及び部長以上の消防団員数
	530,688		534,409
防火靴	H27 配備数	H26 配備数	(必要配備数) ポンプを操作する消防団員及び部長以上の消防団員数
	360,612		371,874
携帯用無線機	H27 配備数	H26 配備数	(必要配備数) 班長以上の消防団員数
	48,765		48,261
特定小電力無線機	H27 配備数	H26 配備数	(必要配備数) 団員及び班長の階級にある消防団員数
	46,772		30,437
無線受令機	H27 配備数	H26 配備数	(必要配備数) 分団に複数
	33,370		36,419
チェーンソー	H27 配備数	H26 配備数	(必要配備数) 分団に複数
	7,987		6,167
警戒用ロープ	H27 配備数	H26 配備数	(必要配備数) 分団に複数
	20,880		19,807
拡声器	H27 配備数	H26 配備数	(必要配備数) 分団に複数
	24,867		22,380
投光器	H27 配備数	H26 配備数	(必要配備数) 分団に複数
	25,698		20,311

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 猪鼻、橋本
TEL: 03-5253-7561

さあ、 自分の 街のことに。



〈高知県高岡郡消防団 廣太郎さん〉

あなたにも
できることがあります。

消防団員 募集

お問い合わせ先・電話番号

消防団に関する詳しい情報は… <http://www.fdma.go.jp/syobodan/>
消防団員募集の手続き等については、各市町村ごとに定められていますので、居住地(あるいは勤務地)の市役所・町村役場、または最寄りの消防署にお問い合わせください。



FDMA
FIRE & DISASTER
MANAGEMENT AGENCY

消防庁

twitter [消防庁]

守りたい未来、つながる未来がある。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>